

平成28年第1回

伊根町議会定例会会議録

平成28年3月24日（第3号）

伊 根 町 議 会

平成28年第1回（定例会）

伊根町議会 会議録（第3号）

招集年月日	平成28年 3月24日 木曜日						
招集場所	伊根町コミュニティセンター ほっと館 ふれあいホール						
開閉の日時 及び宣告者	開会	平成28年 3月24日 9時29分			議長	泉 敏夫	
	閉会	平成28年 3月24日 12時36分			議長	泉 敏夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠	出席 9名 欠席 0名
	1	和田 義清	○	6	大谷 功	○	
	2	藤原 正人	○	7	佐戸 仁志	○	
	3	濱野 茂樹	○	8	上辻 亨	○	
	4	松山 義宗	○	9	泉 敏夫	○	
	5	山根 朝子	○	10			
地方自治法 第121条 の規定によ り説明のた め出席した 者の職氏名	職	氏名	出欠	職	氏名	出欠	出席 12名 欠席 0名
	町長	吉本 秀樹	○	保健福祉課長	須川 清広	○	
	副町長	小西 俊朗	○	地域整備課長	白須 剛	○	
	教育長	石野 渡	○	総務課主幹	石野 靖	○	
	総務課長	鍵 良平	○	地域整備課主幹	泉 吉広	○	
	企画観光課長	泉 良悟	○	教育次長	梅崎 良	○	
住民生活課長	上山 富夫	○	会計管理者	倉 正人	○		
職務のため 出席した者 の職氏名	議 会 事務局長	前野 義明	○	主 査	今岡 敬雄	○	
会 議 録 署 名 議 員	1 番	和田 義清		8 番	上辻 亨		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付 し た 事 件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

平成28年 第1回 伊根町議会定例会

議事日程 (第3号)

平成28年3月24日(木)

午前 9時29分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- アオリイカ保護の為産卵期禁漁としてはどうか 佐戸 仁志
- 企業誘致と人口増加対策について 上辻 亨
- 地域・まちの自立促進について 和田 義清
- 公共交通について
- 住民が求める情報紙としての広報「伊根」の変革について 山根 朝子
- 介護保険制度の改悪をやめさせ、「住み慣れた町に暮らし続けたい」という住民の願いに応えるための支援について
- 原発事故対策として安定ヨウ素剤の全戸配布について 大谷 功
- サル被害対策について 藤原 正人
- 鳥獣害対策について 松山 義宗
- 遊漁等における秩序ある海面等利用の確保について 濱野 茂樹
- 法定外目的税の進捗状況について
- 「京都府北部地域連携都市圏」形成の取組について

日程第 3 議案第 3号 平成28年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 4号 平成28年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 5号 平成28年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 6 議案第 6号 平成28年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 7号 平成28年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 8 議案第 8号 平成28年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 9 号 平成 28 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 10 議案第 10 号 平成 28 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 11 議員派遣

日程第 12 閉会中の継続審査（調査）申出書

会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

- アオリイカ保護の為産卵期禁漁としてはどうか 佐戸 仁志
 - 企業誘致と人口増加対策について 上辻 亨
 - 地域・まちの自立促進について
公共交通について 和田 義清
 - 住民が求める情報紙としての広報「伊根」の变革について
介護保険制度の改悪をやめさせ、「住み慣れた町に暮らし続けたい」という住民の願いに応えるための支援について 山根 朝子
 - 原発事故対策として安定ヨウ素剤の全戸配布について 大谷 功
 - サル被害対策について 藤原 正人
 - 鳥獣害対策について 松山 義宗
 - 遊漁等における秩序ある海面等利用の確保について
法定外目的税の進捗状況について 濱野 茂樹
- 「京都府北部地域連携都市圏」形成の取組について

日程第 3 議案第 3 号 平成 28 年度伊根町一般会計予算

日程第 4 議案第 4 号 平成 28 年度伊根町国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 5 号 平成 28 年度伊根町簡易水道特別会計予算

日程第 6 議案第 6 号 平成 28 年度伊根町下水道事業特別会計予算

日程第 7 議案第 7 号 平成 28 年度伊根町財産区特別会計予算

日程第 8 議案第 8 号 平成 28 年度伊根町介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 9 号 平成 28 年度伊根町訪問看護事業特別会計予算

日程第 10 議案第 10 号 平成 28 年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 1 1 議員派遣

日程第 1 2 閉会中の継続審査（調査）申出書

会 議 の 経 過

平成28年3月24日(木)
午 前 9時29分 開議

◎ 開会・開議の宣言

○議長(泉 敏夫君) それでは、おはようございます。本日はご苦労さまです。

本会議に入る前に、町長のほうから国道178号の通行どめについての報告がございますので、受けたいと思います。町長、よろしくお願ひします。吉本町長。

○町長(吉本秀樹君) 皆さん、おはようございます。

昨日の夕方でございますけれども、皆さんも報道等でご存じの方もおられるとは思うんですけども、昨日の夕方、土木事務所のほうから電話連絡がございました。

それにつきましては、178、蒲入の崩落箇所、横ボーリングの調査が終了をしたということでございます。そうありますので、今、どうやって直すか、工法を調整中だということでございます。そして、6月の末までに片側通行をいたしますと、そのようにさせていただきますという連絡がございました。議員の皆様にお伝えさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長(泉 敏夫君) ただいまの出席議員は全員です。

これより直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(泉 敏夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において

1番、和田 義 清 君

8番、上 辻 亨 君を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の号数の議席の議員をお願いいたします。

◎ 日程第2 一般質問

○議長(泉 敏夫君) 日程第2、これから一般質問を行います。

最初に、アオリイカ保護の為産卵期禁漁としてはどうかを通告議題とし、佐戸仁志君の発言を許します。7番、佐戸仁志君。

○7番(佐戸仁志君) 皆さん、おはようございます。

本日は、たくさんの方々が一般質問をされますので、先頭バッターとして素早く終わりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

アオリイカ、日本海、秋の味覚、秋イカが年々減少しております。伊根地区では、秋が深まってくると、冬の保存食として、また親族への贈答品として干しイカが各家で行われ、秋の風景となっております。その秋イカが減少・激減しております。

原因の一つとして、近年のルアーフィッシングの流行であると思われまふ。さお1本あれば手軽に釣りが楽しめ、釣れた秋イカはうまい。自然に囲まれた伊根町では、夏から晩秋にかけ、多くの釣り人、観光客が訪れ、多量の秋イカが釣られております。

漁業者に聞きますと、漁獲量は年々減り、網の近くで釣りをする不届き者もいて、トラブルとなっていると聞いております。釣り場への入場に規制をかけることは大変難しく、秋イカを釣ることをとめることは無理であろうと私は思います。

護岸から秋イカを釣ること以上に減少の原因となっているのは、親イカを釣ってしまうことである。町の政策にもあるように、産卵期の親イカの保護は大切であり、その親イカを釣ってしま

うことが減少最大の原因であると思っております。インターネットなどを見ると、2キロ、3キロの親イカを釣って自慢する写真があったり、釣った親イカを調理したら卵がたくさんあって心が痛んだとか、多くの情報が掲載されています。

今ほど秋イカ釣りが流行しないころ、伊根地区では、漁具を引くのも櫓を押して船の操船をする、親イカを釣るなんてことは全くなく、何も規制がなくとも秋イカ資源保護が行われておりました。

秋イカ資源保護のため、春から初夏にかけて、浅瀬のホンダワラに産卵に来る親イカを捕獲することを禁止してはどうでしょうか。

京都府では、随分前から、9月から11月の産卵期にアワビの捕獲を禁止しております。それ以外の時期も、漁業権のない者に対し、禁漁としています。私が子供のころに、夏にアワビをとることは禁止である、その理由は産卵期であり、資源保護のためであること、それをとってしまうと大きな罰則があることを身をもって経験し、今でもアワビ保護は常識となっております。与謝野町内のコンビニにも、海上保安庁が作成した大きなポスターが掲示しており、アワビの保護はある程度成功しているものと思っております。

京都府下ナンバーワンの漁獲高を誇った伊根町が中心となり、京丹後市、宮津市、舞鶴市など近隣市町、京都府、JF京都などと、アワビのように京都府全域での禁漁とし、秋イカ保護を行っていただきたい。

禁漁としても全くなくなるとは思いませんが、海上保安庁が取り締まることができ、今の世の中の情報の速さですと、あっという間に京都府の海では親イカ釣りはできないと世間は思うことだと思います。伊根町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、佐戸議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

アオリイカの産卵期を京都府沿海4市町で禁漁期にしてはどうかというご質問でございます。

去年は、どの水産会社も、イカのみでなく漁獲が低迷をしております。大変であったと聞いております。

イカの伊根町内の漁獲につきましては、データのある平成21年から25年の5年間におきまして、漁獲量50tから101t、漁獲高で3,900万円から5,000万円となっております。去年は、この最低値を下回っていると思われま。

そのような中で、アオリイカの禁漁期を設けることができるのかというご質問だろうと思います。

京都府には京都海区漁業調整委員会というものがございます。その設置の目的は、水面を総合的に利用し、漁業生産力を発展させ、漁業の民主化を図ることとしております。漁業者が希望を持って働けるよう、漁業者の自主的な活動を期待した行政機関であります。

京都府海面における漁業に関する事項を処理するとともに、水産資源の管理や漁業と遊漁とのトラブルを防止するなどの役割も担っております。

ここで漁業調整上必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限等、必要な指示をすることができます。禁漁期等の設定ができるわけであります。

違反した者に罰則規定は適用されませんが、違反した者に対し、必要がある場合には、漁業調整委員会は知事に対し、その者に指示に従うべき旨の命令を出すよう申請することができます。

知事の命令に違反した場合には、漁業法第139条に規定する罰則、1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金または拘留もしくは科料が適用されることがあります。ことがありますという言い方は、いまだ知事のほうからそういう発令はしたことがないということでもあります。

しかしながら、私もその委員の一人でございますが、他の沿海市町・漁業者から、また漁協から、アオリイカの禁漁の要望などは上がっておりません。したがって、一部の地域の要望だけで禁漁期間等を設けるのは、大変難しいとのことでございます。

要するに、釣り客の方に親イカを釣るなということは、漁業者もとらないということですね、親イカをとらない。伊根のほうでは少ないようですけども、毎年春先、梅雨時分にかけて、市場などを見ますと、でかいのが揚がっております。大きなのが、これは、漁業者みんなにとって出荷をしておるんですね。漁業者がとって出荷する、釣り客が釣る、同じことでもあります。禁漁の効果は、漁業者が行う場合に効果が高いと思われま。そうでありまして、釣り客にどれほど影響があるの

か、断言されるように言われますけれども、我々はそういう資料がないし、判断がつかないわけがあります。

いずれにしても、今後、漁業者の意見を十分に伺った上で検討し、必要があれば京都府漁業調整委員会へ要望・提案をしてみたいと考えております。

いま一つですけれども、漁業者の皆さんから、じゃ何が出ているのかと、漁業調整委員会のほうに一体どういうことが問題だと言われておるのか。

それは、定置網のほうにおきましては、まき網船であります。それと、イカ釣りは、これはもう漁船のほうの火をたくイカですけれども、これがいそに入り過ぎだと、定置に大変影響を及ぼしている、だからもっともっと沖出しをさせると、これが定置。

そして今度は、一本釣りの皆さんにおかれましては、プレジャーボート、遊漁船、遊船であります。この方たちが、白石グリ等々、いい漁場で占拠して全部釣ってしまうと。確かに、その漁獲量は大きいものがあります。大変であります。だから、これを制限しろ、この2点が、今、最大の問題であります。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 7番、佐戸仁志君。

○7番（佐戸仁志君） ありがとうございます。

きのうの伊根小学校の卒業式で、不覚にも町長の挨拶でうるっときてしまいまして、私は、年のせいかと思いますが、小学生を前にして、今、秋イカが減っている、前はブリがたくさんとれましたが、ブリも減少しつつある。やっぱり、後世頑張ってください、将来頑張ってください小学生たちに伊根の大切な資源を残すということが大人の務めであると私は思いますので、ぜひ町長、頑張ってくださいと思います。よろしくお願いします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 一応、私も提言したいと思っております。

しかしながら、カニであったり、イカであったり、またアマダイであったり、いろんなんがあるんですね。それで、秋イカの場合はそうじゃないですけれども、大概の魚種が産卵前がうまいんですね、魚というのは。これを誰もがわかっているんですね。松葉ガニなどでいきますと、私も漁業の経験あるんですけれども、コッペガニ、あれが雌ガニなんです。黒子というのは、あれは受精をしておるんですね。あれはカニになるんです。とったらあかんのですよ。だけど、誰も決めない。そういうことをせんのですね。

また、サケ・マスなんかは、すごい規定があつたりします。それから、カレイなどは割合保護をしたりしております。

なかなか、でも漁業者の商売と色々な兼ね合いがあつて、この時期の禁漁というのがなかなか難しく、それでも、いろんな情報が出ております。

確かに、産卵期の大きいイカ、漁業者だって、そんなときの産卵のは逃がしてやったほうがいいんじゃないか、そのほうが自分のためではないか、そういうことも言われておりますし、こういう意見があるということは漁業調整委員会に伝えたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、佐戸仁志君の一般質問を終わります。

次に、企業誘致と人口増加対策についてを通告議題として、上辻亨君の発言を許します。8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） おはようございます。

それでは、ちょっと質問の前に、平成23年3月11日に発生した東日本大震災で多くのとうとい命が奪われてから5年が経過いたしました。いまだ仮設住宅で暮らされている方も17万4,400人おられると言われております。安倍総理は、ことしを東北観光復興元年にするとおっしゃられました。今後の復興・復旧にさらなる期待をお祈りしておりますが、忘れない、この大震災を教訓に、当町にも光回線が供用開始されたことを踏まえ、災害に強い通信網の構築、さらなる防災意識の向上と取り組みの強化をお願いいたしまして、一般質問に企業誘致と人口増加対策について質問させていただきます。

昭和29年11月3日に4村が合併し、伊根町が誕生し、62年が経過いたしました。合併当初

の人口7,786人で、1次産業を柱とし、農林水産業、酪農、畜産、養蚕と多くの方が従事されておりましたが、筒川地区をはじめ山間部での段差のある急傾斜地での農作業で新型農機具の導入や購入困難な方、集落での火災を機に、毎月決まった給料を求め、多くの方が村を離れていきました。農業だけでの収入では生活が困難となり、副業を求め、手織りや機織りをされる方、冬季期間中に酒屋等に出稼ぎに出られる方もおられました。

昭和48年に、伊根町地域開発事業として、本坂クルスの、現在の伊根町の防災倉庫にカーペット製造工場の建設をいたしました。この事業は、町に若さをの趣旨を基本に、伊根町の産業構造の中で、何か別にまとまった働き場が欲しいという住民の皆さんからの強い要望に応えるために計画されたものであり、当時の新規学校卒業生や、町内に適当な働き場があれば帰りたい、帰ってもよいという町外の就労者のUターン、ふるさとに帰ってこられるようにと考え、建設されたとお聞きしております。当時、町内の方も多く働かれておられ、設立当初の従業員数、男子20名、女子10名の募集で、昭和52年には40名を超える従業員にもなったとも聞きました。しかし、不況のあおりを受け、現在は伊根町の防災倉庫になっておりますが、今現在、町内には企業等、働き場がありません。

2005年の国勢調査時に伊根町の2,718人の人口も、昨年の国勢調査で人口2,110人となり、ことしに入り、3月、きょうまで、16の方が亡くなられておられます。少子高齢化、人口減少には、当町におきまして深刻な問題だと思えます。

都会で暮らす若い人たちに聞きますと、伊根町に帰りたいけれども、働くところがないから帰れんと多くの方に言われます。人口増を考えると企業誘致だと考えますが、当町に企業誘致等の話はないのでしょうか。

また今後、伊根町として残っていくには、今、何か手を打たなければならないときに来ているように思います。消滅しそうな地区や学校等の空き施設もたくさんあります。

少し前の新聞で、全国の刑務所や留置所が満員で収容するところがないとありました。以前、京都の山科刑務所も満員で、どこかに建設しそうな話もあり、京丹後市は誘致に前向きに手を挙げていたように聞きました。

そこで、人口増加対策として、例えば刑務所等の誘致はどうでしょうか。人口減少に苦しむ市町村にとっては、誘致する刑務所の受刑者数が地方交付税算定に加えられるメリット、当町規模なら、仮に受刑者収容定数500人規模の刑務所なら、職員、刑務官150人弱、その家族300から370人を想定して、合計950から1,020人、人口が増加し、食料や生活必需品など地元で落ちる消費効果が年間4から5億円が想定できます。さらに、交付税、町民税など年間で約1億円、公共料金の増収も見込めます。刑務所受刑者の日々の食材購入の規模も大きく、刑務官の家族の生活などの経済効果は非常に大きいものになると見られています。

当町は、年々人口が減り、歯どめがききません。刑務所誘致には弊害もあるかと思いますが、誘致による人口増加のもたらす利益は大きく、公共施設、診療所、学校を維持するには、やはり人口増加による活性化と税収増が必要だと思います。

誘致による地方財政の経済効果は当然大きく、企業誘致の観点からは、町からの支出を伴わないために非常に安定したものと言えます。また、収容者関連の物資の調達については、規格や価格の面でも課題もありますが、地元の野菜や魚といった地域購買力は間違いなく増加すると想定されます。そんな中でも、刑務所誘致の一番大きなメリットは地域活動の活性化だと思います。刑務官の約70%は転勤のない一般職員であり、刑務所誘致によって転入してきた職員、刑務官やその家族にとっては、誘致に成功した地域が将来的にはふるさとになることも考えられます。

今後の伊根町として生き残るための道として、刑務所等、何かそのような施設を誘致するような町長の考えはないのでしょうか。

以上について答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、上辻議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、上辻議員さんの質問内容で、京都の山科刑務所が満員で収容するところがないことに伴い、京丹後市は誘致に前向きに手を挙げていたように聞いたとございますが、本町から京丹後

市へ照会したところ、そのような事実はない、事実無根である、ご立腹のようなご回答がございましたので、どのような方からどのように聞かれたのか懸念をするところでございます。

さて、伊根町は、過去に株式会社テラシマ精機や野村産業、サンオールといった製造業中心の企業を誘致しております。しかしながら、いずれも閉鎖、撤退をされております。当該要因は、交通アクセスの不便さと資材運搬コストの増加、景気の動向にちなんだ事業の規模縮小など、さまざまな要因によるものだと推測されます。

しかしながら、物の値段というものは運送費が多くを占めます。よって、消費地から遠くなるほど敬遠をされるものでございます。

平成27年7月に整備が完了いたしました京都縦貫自動車道も、天橋立インターチェンジまでが高速道路となり、伊根町への企業誘致についても交通アクセスの面も大きく改善されたわけではございますが、本町における立地環境はまだまだ厳しいのが現状でございます。そのため、製造業中心の企業誘致は大変困難だと考えております。

私も、町長に就任以来、企業誘致につきましては、いろいろ八方手を尽くした覚えがございます。しかしながら、京都府北部地域では福知山までが関の山、いつもそのような答えが返ってきたことを覚えております。けんもほろろでございました。今までに当町への企業誘致の話は、私が就任いたしましたしてから、いただいた覚えが残念ながらないわけでございます。

ただ、観光関連施設に関しては、観光関連でのオファーは数件ございました。それについては、鋭意検討をしております。

都会に出た若い者が、働くところがないから帰れん、そう言われるそうであります。しかしながら、伊根・新井・蒲入、この水産会社は、人がおらん、人がいない、そう言うております。

京都府が漁業者の学校を設立しましたが、本町からの参加者はおりません。今年度に至っては、京都府内からの応募はゼロであります。

農業も、いろんな補助制度を設け、就農者を求めています。耕作放棄地はふえるばかりでございませぬ。

観光関連業者にも聞きますと、人が求まらない、そのようにおっしゃいます。

介護職や役場でも、町内の皆さんの応募は大変少なくございます。

また、教師であったり看護師等々、資格を取れば職場はあるわけでありませぬ。別に伊根町内になくても、宮津・京丹後市、与謝野町は通勤圏内でありませぬ。舞鶴だって通っておられる方はございませぬ。そこにある企業は、すべからく伊根町民にとっても働く場所であると、そう考えませぬ。

本当に働くところがないから帰れないのか、その辺は多少そごがあるんではないかなと疑問に思うところでございませぬ。

伊根町が存続するため、今、何か手を打たなければならないときに来ている、そう言われますが、今じゃないです。そんなものは、とうの昔からそのときなんです。4村が合併したときから、私はそのときだったんだろうと、そう思います。それを何とかしようとして歴代の先輩たちが苦心してきたわけでありませぬ。

しかし、東京一極集中で地方の人口は流出をし、今となれば、地方どころか日本国自体が人口減少の時代に入ったわけでありませぬ。その時々には手をこまねいていたわけではなからうかと思ひますが、単打は出ても逆転ホームランは出なかつたわけでありませぬ。

そんな中、満塁ホームランを放つべく、刑務所の誘致ということでございませぬ。

確かに、受刑者や刑務官で人口はふえます。町としては、地方交付税や各種補助金等々ふえて大変ありがたいわけでありませぬ。しかし、受刑者や公務員の流入ばかりで、さしたる地元雇用の促進はないように思ひます。付随する経済効果も議員るる申されましたが、そういった経済効果は、当伊根町ではほとんどが町外に頼られるものと思ひます。また、広大な土地と学校や病院施設が近くにあることが条件と聞いております。甚だ難しかろうかと、そう推測をするわけでありませぬ。

それより何より、伊根町は農林水産業を基盤とした観光立町「日本で最も美しい村」を目指してあります。犯罪ゼロのまちを目指してあります。背に腹をかえられなくとも、刑務所のまち伊根町を目指すような宗旨がえをするつもりはございませぬ。似たもので、原発の使用済み核燃料最終処分場、またミサイル基地等々、そういったものの誘致をするつもりは、私はございませぬ。

今の方針は、ないものねだりをしない、持てるものを最大限に生かす、その総合計画の大看板のもと、農林水産業と融合した観光産業の育成に努めるというものでございます。ご承知のとおりであります。

また、企業そのものを誘致するのではなく、例えば企業の一営業所、情報発信等を担う一部門、個人事業者等を対象とし、伊根町内にある空き家、空き施設を紹介し、利用してもらうサテライトオフィス方式も一つの方法と考えます。

その基盤として、本年、伊根町全域の光回線整備が町全域で完了いたします。情報インフラについて、他の市町と比べ不便さがなくなることを追い風とし、現在、図面作成中ではありますが、伊根町空き家バンクに登録を希望されている約20件の物件と、旧朝妻小学校等空き施設の有効利用による企業進出が期待されるところでございます。

また、伊根町の基幹産業は、農業、漁業の1次産業と観光業であり、当該事業に関連もしくはより発展されるような企業、個人事業者が来町し、町内の農業者、漁業者、商工観光業者とよい意味で触発、協力し合い、雇用と人口がふえ、地域経済も活性化するウイン・ウインになるのが理想でございます。

そんな思いでございまして、議員には申しわけございませんけれども、刑務所等の誘致というのは考えておりません。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 8番、上辻亨君。

○8番（上辻 亨君） ありがとうございます。

東京一極集中ということで、毎日テレビを見ていますと、待機児童が、待機児童がいうて言うておられますが、伊根町へ来てもらえれば、待機児童よりも、もう空き家状態なんで、何かそういったいい対策等も必要なのかというふうに思いますが、町長は何かそういった企業誘致、もし仮にそういった話があれば乗ってくれるのか。それに、こんな、核施設だとかそんな最終処分場だというのは、今、言われましたけれども、求めないというふうにおっしゃいましたが、大きな会社の誘致だとか、そういうふうな話があれば考えておられますか、どうですか。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） そういう企業の参入のお話があれば、それはもう喜んでお受けをさせていただきますなどと思っております。

先ほども少し触れさせてもらったんですけども、観光関連はちょこちょこあるんですね、オファーが。どうですかね、大型バスが10台とまれる場所を用意してくれれば土産物屋を出しますよとか、それから用地さえ提供いただければ、ホテル、でかいホテルが来ますよ、そういうお話もございまして。そういうお話の場合は、今度、地元業者との兼ね合いもございまして、すみ分けとか、今、鋭意検討はしておりますけれども、なかなかでも、最終どうですかね、提供できる土地がないんですね、場所が。オファーはあっても、そういうふうな状況でございまして。

しかしながら、そのようなお話があったら、これはもう前向きに検討させていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、上辻亨君の一般質問を終わります。

次に、地域・まちの自立促進について及び公共交通についてを通告議題とし、和田義清君の発言を許します。1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） それでは、通告書に従いまして私の一般質問に入らせていただきたいと思います。

その前に、まず自治体として目指すべき将来像についての所見を少し述べてから質問のほうに入らせていただきたいと思います。

今や、まちから、また地域から人もお金も流出する時代であり、あえて端的に言えば、多くの地方自治体は国からの補填がなければ破綻しかねない状況にあると言えます。その補填も、新しい政策によって特別に予算ができるなど突発的なものはあっても、恒常的な増加が期待される時代は終わり、段階的に縮減されつつあるのが現状ではないかと思っております。

各自自治体としては、小さくなる財政規模に合わせて公共サービス等も縮小していかざるを得ない状況にある中、今後は民間とともに稼ぐという新たな選択肢を持つことができれば公共サービスの

低下は防ぐことができると考えます。

また、選択によるスリム化は今後も必要であると思いますが、縮小・均衡ばかりにとらわれず、自立した民間を育てながら、公民連携を将来像に置いたまちづくりを目指す必要もあり、そのような時代が変わっていくと考えます。

今後は、我がまちにおいても、民間主導、住民主導でまちを変え、支えるべく、住民参加から住民実行型へと意識を持っていくことが必要であると考えます。

民間主導、住民主導による行政参加のまちづくりの鍵となるのは、当然ながら、そのまち、その地域の住民にあります。しかし、従来と異なることに対して、みずから動き出すことは多くの人が心配するのが常であります。誰でも、新しいものに対しては不安や怖さを覚えます。ましてや、これまでの行政主導型のまちづくりが当たり前のように続いてきたこともあり、住民みずからが公的な役割を果たすなど不可能だと思われるかもしれません。例えるなら、行政はだめだと言いながらも、自分たちがそれにとってかわろうとは考えていないのが大多数の方の意見かと思えます。行政に対して、そんな仕事はやめろ、あとは自分たちでやるというような提案をする人はかなり希少な存在であると考えます。

これからのまちづくりに求められるのは、これまでの住民参加はもちろんのこと、住民がみずから実行することが不可欠な時代に突入していきます。これからは、単に批判やお願いするのではなく、自分たちに必要なものは自分たちの手でつくり上げていくという自立した強い意識と姿勢が必要な時代ではないでしょうか。高い公共意識と自立的な事業方法を組み合わせて地域活性化に公民連携して取り組んでいくことが、今後の地域、ひいてはまちを変革し、持続可能となることにつながっていくと考えます。

あえて厳しい言い方をしますが、人任せにして不満を漏らすのは簡単ですが、当事者になれば知恵も労力も出さなくてはなりません。人口減少・少子高齢化がしばらくの間は加速的に進む今となつては、まさに追い詰められてから勝負となってきます。そこから知恵と活力が生まれてくるチャンスでもあります。もちろん失敗もあるでしょうが、諦めず試行錯誤を続けていれば、絶対に結果は伴うと信じております。

今後は、ますます小規模自治体である当町にとっては、さまざまな局面において、公民連携したまちづくりを将来像とし、地域、まちの存続を図り、実現していくことは必要不可欠となつてきているはずで

しかしながら、これは一朝一夕でできるものではありません。地道な積み重ねと試行錯誤の上の知識と実績の集積が実を結ぶこと以外、道はないものと言えます。

我々も、議員としてまちづくりや地域活性化に取り組み、結果を出すのは大きな使命でもあります。まずもって取り組んでいかなければならないのは、公でもある官もさることながら、民である我々を含めた住民の方々の高い公共意識と自立意識の向上、そしてその維持、継承にあると考えます。

我々議員は、委員会や研修、視察を中心に、おのおのの日々の活動の中で常にまちづくりと地域活性化についてを示唆、研究する立場にあります。情報源は、さまざまな人脈を通して入ってくるものや、ネットや書籍、新聞、テレビ等さまざまありますが、過日、とある住民の方から教えていただいた「稼ぐまちが地方を変える」という本を見せていただく機会がありました。

拝見しますと、確かに共感する事例、またさまざまなキーワードとなる言葉がたくさん見られました。例えば、お金より覚悟が大事、過去の常識は今の非常識、行政はもともと変化を生み出すためにつくられた組織ではない、まちや地域を変えるのは100人の合意よりも1人の覚悟などなどいろいろとあり、自省をしながら拝読いたしました。

その中で特に興味を引いた一節がありました。少し紹介させていただきますと、それは「沈むまちの『言い訳テンプレート』」という一節であります。うちの地域は閉鎖的だから、慎重な人が多いから、リーダーが不在だからという自分のところはほかとは違うという特別意識、うちの住んでいるところは山奥だから、半島の海沿いだから、雪が多いからという地理的、天候的な特徴を言う特別意識、その他には歴史・文化的特徴があるという特別意識、この一節にはどきりとさせられました。知らず知らずの間に、自分もこの言いわけテンプレートに当てはまるが多かったからで

す。

確かに、言い出すと切りがありません。要は、自分の地域やまちは特段難しい場所なので、そう簡単に変わらないというマイナス面の意識が根づいてしまっている面を自覚させられました。できないこと、変わらないことを無意識に補強するための情報を出し、言いわけの理論武装をしているのではないか。

しかし、そんなことをしても衰退はとまることなく、さまざまな〇〇のせいだからできないというのが、これがもし地元の総意となるならば、個人個人の小さな存在にできることはないという悲しくぶざまな結論に達することになってしまいます。閉鎖的な環境も、気候や風土、ましてや歴史や文化は誰にも変えることはできません。何事も言いわけはしない覚悟を決めた地元の方々がい初めて、やれるか、やらないかではなく、やるか、やらないかということにつながっていくのだと思います。

しかしながら、厳しい現実を前に、地域を変えるよりも家庭や時代の変化による対応を考えると、住む場所を変えるほうが堅実であり、また現実的なのが事実であり、残念ながらその選択肢をとる方が少なくないのが現状であります。

地域を思い、そして地域を担っている存在が、言いわけすることなく、覚悟を決めて行動していくことが重要なことも多くの方々はわかっておられると思います。とはいえども、このことはまさに、言うはやすく行うは難しいことであり、現実にもちづくりにかかわっている、もしくは興味を持っている全国各地にいる人々は、直面する現実とのギャップに翻弄されながら、自分の甘えとも戦っておられると思います。そして、誰も人間ですから、気を許せば言いわけをしてしまいたくなるのは皆同じことかと思えます。

では、どうすればいいのでしょうか。

どんな地域にも空気にもまれぬ人は必ずいると言われております。一見すると沈んで誰もいないように見える地域にも、実は見つけられないだけで、どこかに隠れていたりするものです。

しかし、地元コミュニティーの視点で見れば、ある意味、厄介者、偏屈者、頑固者的に見られたいしてありますが、実はみずから店をつくったり、プランを立ち上げたり、新しいことを立ち上げ、新たな試みに挑戦することで、まちや地域を何とかしようとしている人たちでもあります。そういう挑戦的な活動をしている人々や小さなグループを発見し、またそういうところに視点を向け、それを起点にして考えてみる必要もあるのではないのでしょうか。

なるべく多くの住民や地域の諸団体の代表を集めて会議をし、問題を整理したり意見を聞くことも必要ですが、地域やまちの衰退の解決や新たな発想を思い、動き出す人を見つけ、ともに協力し合っていくことは、多少の調整や困難を乗り越え、必要になることと考えます。

最初は数人でも構わないと思います。時と場合によっては、むしろ地域やまちの変化を起こすために、大それたことを考えるのは逆効果の場合もあります。地域活性化で成果を上げるのは、一致団結した大集団ではなく、むしろ孤独と向き合って覚悟を決めた少人数のグループから始まることも多々あります。

最初に個人や少人数グループが起こした店や事業が、その地域やまちに変化を起こすことの事例の一つをここで紹介いたします。

今から10年ほど前、当町からもさほど遠くない兵庫県丹波市の柏原町という山合いのまちで、古民家を再生し、イタリアンレストランを出すプロジェクトがありました。腕のいいシェフが生ハムをつくるような本格的な料理を出す店をつくらうというプロジェクトだったそうです。しかし、資金には限りがあり、学生などを集めて町家を改修、そして手づくりで内装を仕上げました。出店前に地元の方を集めて説明会を聞いたところ、かなり厳しい意見が相次いだそうです。例えば、このまちでスパゲッティを食うやつはいない、この地域にハイカラな店がないのは、そもそも地域にそのようなニーズがないからだ。それでも、プロジェクトを立ち上げた当事者の方々は敢行いたしました。結果、今でもその店はしっかりと営業を続けられており、地元丹波の食材を活用したメニューも好評とのことでした。

その当時、誰も第三者の立場でその場に遭遇すれば、本当にこの土地でそんな店が成り立つのかと多くの方はそう言い、そう感じたかもしれません。しかし、いざ開店し、地道に営業してみれば

ば、現在もはやっており、客層は地元や近隣だけでなく、三ノ宮方面からも車で来るお客さんも多いと聞いております。

この事例は、当町のみならず、ほかの地域にも当てはまるかと言えば、それはわかりません。地域の諸事情や地理的条件もありますが、やってみなければわからないのが現実であります。

そして、もしこのとき、そのプロジェクトの当事者が地元の声の大きな人の意見を素直に聞いていたら、この店は誕生していなかったと思われそうです。

しかし、そのとき意見を言った方々は、誰も悪気があったわけではありません。当地を知り、そこに長年住んでおられる人であれば、多くの人はそこで本格的なイタリアンと言われても、客観的に見れば難しいと言うでしょう。

しかし、やろうと覚悟を決めた人たちは、言いわけをせず、粛々とよりよい店づくりに精を出され、おいしいメニューを開発し、毎日地道に営業しておられました。だからこそ、お客さんがつき、経営が成り立ち、そしてそこには波及効果も生まれております。その店がにぎわうことで周辺に幾つかの飲食店が進出し、いわば1軒のイタリアンレストランがそのエリアの変化の核となっていたのです。経営が継続的に成り立っている店に引き寄せられ、他の店も出店し、その蓄積がまちを変えていき、そこへさらに地域外から人が訪れることにより、地域全体にも少なからずインパクトがもたらされたわけでありました。

当町の浦嶋館にもあるそのようなお店にも大きな期待が集まる場所であり、また伊根地区においても舟屋民宿やシータクシー、似たような現象が起きているのはうれしくもあり、またこれまでの施策の効果のあらわれだと感じております。

このように、小さな変化が核となり波及効果を生み出すことは、小規模な自治体に対しては大変有益なことだと感じます。

先ほどのお話にもありましたが、今どき、都心でもない限り、地元の大規模開発は恐らくあり得ません。仮にあったとしても、他とは圧倒的に異なる明確な戦略がなければ、失敗はおろか、計画段階で頓挫するのが現実であります。意欲のある人が自分のできる範囲内で新陳代謝を促すからこそ、まちや地域が少しずつ変わっていくのでしょうか。はっきり言って、よほどの事情がない限り、一発逆転というのは幻想であると考えます。

問題なのは、この事例のように、新しいチャレンジに対して、地域の人がよくかと思った消極的な助言により、皆が遠慮したり、意気がそがれて何もしなくなってしまうことで、結局何も始まらなかったことのほうが怖いと感じます。

もちろん、新事業であれ新プロジェクトであれ、それらが成功するという保証はありません。しかし、何も手を打たなければ、地域やまちは衰退していく一方でしょう。やってみる価値はあるはずですが、何も形になっていない段階で賛同したり認可したりすることは難しいとは思いますが、実際、何がよくて何が悪いのか、やってみないとわからないことが多いのが現状かと思えます。

1人や2人の協力者があらわれるようになれば、まず挑戦してみる、挑戦させてみる、そのような小さな挑戦がまちでどんどん生まれ、どれか一つでも形になっていけば、地域やまちにとって未来に希望を持ってつなげていくことができると考えます。まずは、小さな挑戦を地域で許容していきける土壌、気風が必要なのではないでしょうか。

今、小さく始めるのは、リーンスタートアップといって起業の流れと言われております。最初は小さくても、ひとまずやってみる。それを地域で育てていくプロセスが大事であり、重要なのは方向性をしっかり定め、さらに絞り込んで確度を上げる用意周到さが必要と言われてます。

ポイントとなるのは強烈な個性であり、企業がユーザーでもある利用者には、これは自分の生活に足りなかったものと思わせる何かであります。この考え方は、民間の考え方かなり近いのですが、これからの時代は、一つの大きな施策で大きな人がさまざまな人々をカバーするのではなく、小さくても特化型した施設やものを集積させて、結果的に多くの人々が利用できる環境を実現することは望ましくもあり、その流れになっていっているものと感じております。

昨年、視察で訪れた石川県の川北町の川北町役場に隣接する温泉と図書館を複合させた施設など、県内外から年間25万人が来場するのは、まさにこのよい事例かと感じております。

まちづくりにおいては、往々にしてこのコンセプトが中途半端とやゆされることがあります。よ

く聞く典型例として、行政が税金を使って事業をする以上、特定の誰かを助け、優遇するようなことはできません。例えば、高齢者を優遇すれば、生活は若者や子育て世代のほうが苦しいという声の方が上がり、若者を優先すれば福祉が不十分と批判される、だから満遍なくという発想にならざるを得なくなり、裏を返せば、それはどの世代、どの属性の人にとっても特段必要のないものや、施設、制度になってしまい、みんなが使うことを考えたがゆえに、皮肉にも結果的に誰も使わなくていいものになってしまうというわなに陥るパターンです。

よく考えてみると、小さく始めれば資金規模も身の丈に合った適正なものになり、無駄に大きなものは必要なくなります。また、大きくもうけて一発逆転型の妄想に引っ張られて物事を見誤ることも避けられます。

よって、今後も、より将来を見据えた選択と集中が欠かせないと思いますが、まち全体で多様性をいかにつくり出していくということも重要ではないかと考えます。一つの事業で全てをカバーという建前平等論とは距離を置き、それぞれにとって本当に必要なものを多様に、多数集積していく方向性と、小さな集まりの持続こそが住みやすいまちの実現にとっては不可欠と考えます。

いずれにしても、まちの存続と地域コミュニティーを軸とした公共サービスを維持し、住みよいまちにしていくためには、これからはより住民と行政との連携が必要不可欠と考えます。

ここで、地域・まちの自立促進について町長にお伺いいたします。

今回、平成28年度から32年度、伊根町過疎地域自立促進市町村計画が策定されました。

本町の自立促進の基本方針、主に14ページから15ページに記載されているとおり、人口減少化と高齢化が進む今後において、高齢化社会を中心とした局面に対応するためには、自助・共助への支援や地域ケアシステムの構築を推進し、伊根町のまちづくりにおいて、住む人が本当に愛せるまちを目指していかなければならないとあります。

そのためには、官民ともに担い手となる人材育成の体制づくりが必要であります。伊根町と各地域で暮らす人と人のつながりは、それ自体が財産であり、そのことに気づくことから始め、磨き上げる仕組みをつくり、それを保存、維持、継承し、有効に活用していかなければ、それは実現しない。住民が生涯現役でいられるよう、潜在する人的資源を活用していくことは深く同感するところであり、また一朝一夕では困難でありながらも、時間的余裕もないものと考えております。

今後のまちづくりを推進していく上で、官民の自覚意識と公共意識を持った担い手、人材育成は、さまざまな局面において世代関係なく必要であると考えますが、町長の現段階での考えをお伺いいたします。

次に、公共交通についてお伺いいたします。

公共交通に関しましても、過疎化地域自立促進市町村計画の主に34ページにあるとおり、現状の町営バス、路線バスの運行状況は、利用率も低く、効率的とは言いがたい現状であります。

これまでも、地域に根差した公共交通を目指し、ダイヤや路線の新設・改廃などを行い、合理的な運行を目指してこられました。

本計画では、今後の人口減少、高齢化を鑑みて、公共交通空白地での有償運送等、他の手法での輸送手段の実施を促進するとあります。過去の議会の中でも、デマンドバスの導入意見や特区の申請を受けての輸送手段の議論がありました。

将来を見据え、より効率的、効果的で利便性のあるものにしていくためには、関係機関への要請等、緊密な連携、調整が必要と考えます。さらなる利便性の向上のため、新たな改革が必要であると考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、和田議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

冒頭の議員のまちづくりのほうのご高説については、お伺いいたしましたので、きょうのところはそれについてはコメントは差し控えたいと思います。

1点目の地域・まちの自立促進についてお答えをいたします。

本町過疎地域自立促進市町村計画に盛り込んでおりますように、本町が自立促進を図る上で課題となっているそれぞれの事項の実施に当たっては、議員おっしゃるように、官民ともに担い手となる人材育成が大事なことは論をまたないところでございます。

漁業、農業、商工観光、行政、そして教育、それぞれを頑張る人、核になる人材が必要でございます。個々の商売は無論のことでございますが、自分は置いておいても業界全体の利益を代表するようなリーダー、ひいては伊根町の振興発展を目指す人材、それぞれにそんな人があれば伊根町の未来は明るいはずであります。

しかしながら、これは大変難しいものでございます。誰だって、我が身の商売ならばしゃにむにでございます。しかしながら、人のため、まちのためとなりますと、気持ちが高ぶる人は少ないものでございます。

本町といたしましても、まちづくりやまちの自立促進については、本町第5次総合計画「ひとが生き生き」後期基本計画の第1章から第6章、それぞれの章立てをして、取り組まなければならない事項として事務事業を記述しております。

そして、現在、取り組めるところから計画的に事業着手にかかっているところでございます。

しかしながら、議員おっしゃるように、一朝一夕に解決できるものではございません。

そこで、どのように人材確保、人材育成を図るかということでございますが、これには世代に関係なく、老いも若きも住民の皆さんにまずは町政に関心を持ってもらうことが大事でございます。町民の皆さんの意識改革も重要となってまいります。

そして、いかに政策に引き込むことができるかが今後のまちづくりに大きな鍵を握り、それぞれの方々がまちづくりにいかに参画してくれるか、その機会や誘導策が必要と考える次第でございます。

また、必要とあれば、お金を払ってでも外部から有能な人物をまちに引き込むことも有効であると考えます。

また、時間も要することではございますが、広報等の媒体を通じて町民の皆さんに情報発信、情報提供は無論のこと、課題ごとに講演会・研修会など、町民を巻き込んだフォーラム、シンポジウムの開催なども考えておるところでございます。

また、現在、既に行っております日本で最も美しい村連合の全国フェスティバル町民参加のように、課題ごとに、例えば交通政策、雇用政策、環境政策、保健福祉政策、社会教育施策等々、そういったものに職員や一般町民の皆さんと一緒に先進地視察を行い、知識や理解を深め合う中で、リーダーの確保・養成するなど、分野ごとに人材育成を図ることも有効であるのではないかと考えているところでございます。

とにもかくにも、町民の皆さんの社会参加、これについて、人口の少ない自治体ではございますが、今後のまちづくりについて、行政として一層の努力をしまいたく考えております。

次に、2点目の公共交通についてでございます。

現行の路線バス、町営バスの運行につきましては、町民の皆様のご意見やご希望をいただきながら、バス会社にダイヤ改正を依頼し、利便性の向上に努めてきたところでございますが、今もってなお、町民の皆様からはダイヤ改正に向けた声が出てくるなど、効果的な運行についてのご指摘もいただいているのが現状でございます。

しかしながら、町民の皆様それぞれの都合に合わせるような運行形態は、バスの台数からして困難であり、費用対効果の側面からも危険をはらむことは明らかであります。

このような状況の中で、高齢化の進行が著しい本町では、これらの解決策の一つとして、従来より交通空白地帯をカバーすることとし、3つの集落（畑谷、長延、薦池）を対象に町バスをデマンドバスとして運行し、高齢者等の足の確保に努めてきたところでございます。

その後、畑谷からは、地元からもう要らない、不要だという申し出があったこと、また長延は蒲入バイパスの開通によって路線バスの長延乗り入れが可能となったことにより、2集落は廃線となり、現在では薦池地区1路線のみとなっております。

また今日、路線バスが走る区域では、1日、上り8便から16便、下りは9便から17便のダイヤ本数があり、まだ恵まれていると思っておりますが、路線バスから外れる区域では、1日、上り2便から4便、下りは1便から4便となっており、通院や関係機関への手続及び路線バスとの乗り継ぎなどに不便を感じておられる地域もあります。

本町では、これら時間が合わず困っている地域の方々には、過疎地有償運行の導入も検討事項の

一つとして考えているところがございます。また、運営においては、タクシー会社のない本町においては、NPOなどの組織が共助の精神でもって担っていただくことがサービスの向上にもつながるものと考えております。

今後におきましては、引き続き、町バスのダイヤ改定や存続の是非、そして過疎地有償運行導入などの両面から、バス会社等にも相談・協議・検討してまいりたく考えております。

そして、過疎地有償運行の参入に動きが見られるようであれば、支援に努めたく、町地域公共交通会議などへも諮ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 1番、和田義清君。

○1番（和田義清君） まず、1点目の地域・まちの自立促進についてなんですが、町長のほうもおっしゃいましたけれども、圧倒的な人的不足によって、なかなか難しいと思いますが、確かに一朝一夕でできることでもありませんので、世代は関係なく、地道に、この辺はまさに官民協力して啓発に努めていきたいと思っております。

2点目の公共交通についてなんですけれども、先ほど町長おっしゃいましたように、また本日、このように自家用車をタクシーに活用、京都・京丹後市、空白地域で構想という資料をいただいております。まさに、町長おっしゃいましたが、過疎地有償導入、こちらのほうを積極的に考えておられるということでしたので、ぜひそちらの方向で利便性の向上と、ひいてはこれが地域の方々のまた、大きな雇用にはつながらないかもしれませんが、雇用につなげていけるようなことがあればいいかなというふうに願っております。

以上をもって、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、和田義清君の一般質問を終わります。

次に、住民が求める情報紙としての広報「伊根」の変革について及び介護保険制度の改悪をやめさせ、「住み慣れた町に暮らし続けたい」という住民の願いに応えるための支援についてを通告議題として、山根朝子君の発言を許します。5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） それでは、質問通告書に基づき質問をいたします。

伊根町の発行する広報についての質問です。

現在、月1回発行されている広報「伊根」は、行政と住民を結びつけ、ともによりよいまちづくりを進めていくための重要なツールの一つと考えられます。

しかし、町民の皆さんに意見を伺うと、余り読みたい記事がない、自分とは関係のないことが多くておもしろくない、行政からのお知らせばかりで、読んでいても自分には余りためになることがないなどと厳しい意見が多いように思います。全紙面カラー印刷で、読みやすい工夫もなされていると思われませんが、どの記事も行政からのお知らせ的な内容になっており、住民の立場からすれば、へえ、そうですかで終わってしまうのではないかと思います。

広報のあり方も時代とともに変遷を遂げているようで、高度経済成長期は行政から住民へのお知らせが中心のいわゆるお知らせ型広報だったようですが、今では各地の特性を生かしたまちづくりを住民と行政が協働で取り組む時代となっています。お知らせ型広報から住民のニーズを意識した対話型広報へと変革が求められる時代であるということです。

しかし、まだ多くの自治体が依然としてお知らせ型広報の形になっており、自治体広報の課題として挙げられているようです。

近隣の自治体の広報を見ましても、自治体が行ったイベントの記事が中心で、ほかには行政からのお知らせが紙面のほとんどを占めています。行政の発信する情報が住民の求める情報とマッチしていない広報をお知らせ広報、アライバイ広報、やりっ放し広報などと厳しい言い方がされています。

この状況を改めるにはどうすればいいのか。それには、行政が意識改革を行い、全職員が広報広聴の役割を理解して、積極的に住民のニーズを把握するために力を注ぐことだと考えます。

自治体の広報の全国コンテストの優秀なものを見てみると、多くの住民が紙面に登場しているという共通点を見ることができます。何々があった、何々をしたという報告で終わるのではなく、そこに参加者の一言が加えられるだけで、ぐっと身近な記事になるのではないのでしょうか。

町村の部の広報紙で特選に選ばれた愛媛県の内子町の広報紙は、内容が豊富で、町民が多く登場

していました。「みんなのひろば」というコーナーでは、「わが家の一皿」という簡単につくれるおいしい料理の紹介が順送りで見守りの方から紹介されています。伊根町なら、郷土料理などのレシピの紹介などをしてもらえば、ふるさとの味を継承する大事な役割も果たせるのではないかと思います。

また、自分たちのまちの再発見ができるコーナーなども企画されてはどうでしょうか。案外、自分の住む町内のことを知っているようで知らないということも多いというふうに思います。さらに、モニターを募集する、クイズなどを載せて正解者には図書カードなどを進呈し、記事への意見を記載してもらおうにするなど、もっと広報に住民が気軽にかかわれる工夫が必要だと思います。

いずれにしても、職員がもっと地域に出かけて、住民の声を聞く、住民のニーズを把握することが重要ではないかと考えますが、町長のお考えを伺います。

続いての質問は、介護保険についてです。

住みなれたまちに暮らし続けたい、この住民の願いに対して、どのような支援を町として行っていくのかが問われています。

その支援の一つとして、介護保険におけるサービスの提供がありますが、介護保険の住民サービスは、高齢者の多い当町においては充実を図るべきサービスの一つではないかと考えます。

しかし、国は介護保険制度の改悪を図り、要支援1、2を介護給付から外し、市町村の新総合事業への移行を進めました。そして今度は、要介護1、2の生活援助サービスを原則自己負担にするという案を提案してきています。

国会でのやりとりを聞いていると、要介護1、2の保険外しは、厚生労働大臣は高齢者の自立のためと言います。また、財務大臣は制度の持続のためと答弁していました。

しかし、ケアプランによって、訪問介護計画でしっかりと目標を立てて実施しているサービスを民間の家事代行サービスが行うことになれば、専門職種間の連携が途絶えることにもなり、生活の維持が困難となるケースも出てくるのが考えられます。そのことで介護度が上がり、日常生活の自立を目指して創設された介護保険本来の目的から大きく逸脱してしまう結果にもなりかねません。また、実際問題として、当町では家事代行サービスを提供する業者があるのかということも大きな問題です。

要支援1、2に対する地域支援の新総合事業の取り組みでは、12月議会で私の質問に対して、町長は関係諸団体と協議中であると答弁されましたが、ボランティア団体やNPO団体も少ない当町で介護保険と同じサービス提供を行うことは難しいことだと察せられます。

伊根町でも、要介護1、2の受給者は60%を占めています。そんな中で、さらに要介護1、2も介護保険から外されるとなると、在宅での生活が困難になる危険は避けられないのではないかと考えられます。また、その穴埋めを市町村に押しつける政府のやり方にも憤りを覚えずにはいられません。

町長は、国の問題に意見することは難しいと言われますが、これ以上の介護保険の改悪はやめてほしいと自治体の長として国に声を上げていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、障害福祉サービスと介護保険の関連について質問します。

障害者が65歳になると、障害福祉サービスから介護保険に移行しなければならない、いわゆる介護保険優先原則が適用されることとなります。これについては、厚労省は2007年に、一律に介護保険サービスを優先させることはしないようにという通知を市町村に出し、さらに2015年2月18日にも改めて、個別のケースに応じた適切な運用をと事務連絡を出しています。

介護保険法は、日常生活を営むことができることを目的としており、障害者総合支援法は、日常生活だけではなく、社会生活を営むことができる支援を行い、社会参加の機会を確保することを目的としており、自立観、制度目的はそもそも異なるものです。それを、65歳になったからと一律に介護保険に移行させてしまえば、1割負担という費用の増加をはじめ、そのサービス内容もサービスの質も大きく低下してしまうという事態も起こりかねません。

伊根町では、このような事態が発生していないか、個別のケースに合わせた適切な運用がなされているのかをお聞かせ願います。

また、障害者総合支援法における障害福祉サービスの利用者負担は、所得に応じた自己負担限度

額が設けられており、生活保護受給世帯や市町民税非課税世帯は利用料は無料となっています。しかし、介護保険の場合は1割の利用料の負担が求められます。障害福祉サービス内容の量的・質的低下の不安に加え、利用者負担の増加は、利用者にとって安心して暮らしていけるかどうか大きな不安の原因になるものです。

町として、このような場合の自己負担の免除を行う制度を考えていくように求めます。町長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、山根議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、1点目の住民が求める情報紙としての伊根町広報「伊根」の変革についてお答えしたいと思います。

現在、広報伊根は、議員ご指摘のとおり、住民を意識した内容という点では、充実した紙面とは大変言いがたいものでございます。私もそのように思っております。従来のお知らせ型広報から対話型広報へ、その転換へと意識を変える必要があるとのご指摘についても、ごもっとものことと思っております。

今後は、住民を主人公とした広報にしていきたく考えておりますが、その前に、行政が予算づけした事業に係る結果や成果を十分町民の皆さんに情報発信できていないこと、これも大変な問題だと認識をしておるところでございます。まず、その点を改善したく、各担当課長等に対して指示をしておるところでございます。

このような中、現在の広報を大転換し、住民を主人公として、対話の機会をつくり、広報に反映させることは、人的な問題を含め、一度には難しい点があると思っておりますが、平成28年度予算で計上の情報発信員を雇用し、広報等のサポートやSNS等を利用し、リアルタイムな情報を広く町内外に発信する予算も計上したところでございます。その点からも、幾らかは広報も充実していくことと考えております。

一度に現在の広報を改善、充実はできませんが、このような取り組みを段階的に進め、徐々にではあります、町民との対話型の広報紙へと転換できればと考えております。

もう1点、一番問題なのは、こんなことを言っちゃなんですけれども、人がいないもので、担当者1人に任せっきりでございます。その点が大変いけないなど、私も反省しております。そうでありますから、この前、担当者と話をしまして、ここはひとつ住民参加をいただいて、住民さんを参加いただく、そんな広報委員会をつくってみたいだろうという、私のほうから提案したんですけれども、なかなか担当者はしかめ面をしておりまして、うんとは言いませんでしたので、これは聞かなかったことにしておいていただきたく思います。

次に、2点目の介護保険制度の改悪をやめさせ、「住み慣れた町に暮らし続けたい」という住民の願いに応えるための支援についてでございます。

まず1点目の、要介護1、2の方が利用する生活援助サービスが自己負担に、それについてでございますが、議員のおっしゃる要介護1、要介護2の生活援助サービスの自己負担化は、厚生労働省が社会保障審議会の介護保険部会において、介護保険制度の見直しについて考えを示したことの一部分が新聞報道されたことによるものと思っております。

新聞報道によりますと、軽度者に対する家事や掃除、買い物を支援する生活援助を介護保険制度の対象から外し、全額自己負担を想定すると書かれております。

この件につきましては、これから議論が進められるところで、なぜ改正が必要なのか、どのように改正するのか、具体的なことが確認できません。この情報だけで介護保険の改悪とか賛成・反対を述べるのは少し早急であるかなと、そのように思っております。

また、これまで生活援助サービスを介護保険制度により受けられていた方に対し、何の手だてもせず、これからは全額自己負担してくださいと言っても、それは国民に対してしっかりと説明責任を果たさない限り、これはもう皆さんが納得をしないことであろうなど、そのように考えております。

伊根町といたしましても、今後の国の動きに注視して、この件がどのように議論されていくのか

見きわめてまいりたく考えております。

また、ちょっと議員心配されておりました、うちにそういう業者がおるのか、ボランティア的なもので支援できるのか、人もおらんのにという話なんですけれども、29年度の本格実施に向けて、モデル事業、2つの事業を当初予算のほうにもまた盛り込んでおります。人はおらんですけれども、ボランティア関係に募っていただける人の数は、他の市町に比べれば伊根町は大変、私は多いように思っております。

次に、障害者が65歳になると障害福祉サービスが一律に介護保険に移行となっていないかというご質問でございます。

議員のおっしゃるとおり、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、障害者総合支援法第7条により、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先的に受けることになり、65歳以降は介護保険制度に移行することになります。

しかしながら、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、申請者の障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを判断し、可能な場合でも市町村が適当と認める支給量が介護サービスのみによって確保することができない場合は障害者総合支援法に基づくサービスを受けることができます。

そのため、議員さんが心配されるように、一律に介護保険制度に移行するような運用とはなっておりません。本町においても、4件ほどの事例がございますが、一件一件について、すべからく本人の障害サービスの種類や利用者の状況に応じて判断を行っております。

伊根町の具体的な運用方法は、障害福祉サービスを利用されている方で、介護保険サービスが必要と思われる方については介護認定を受けていただき、介護保険サービスと障害福祉サービスの利用について、どちらかのサービスをどのように組み合わせて利用していただくのが適切かどうかについて、担当介護支援専門員などがご本人や必要に応じて役場の担当者と相談の上でサービスを提供しております。実際に、本町の4名のうち3名の方が介護サービスと障害福祉サービスを組み合わせて利用されており、一律に介護保険に移行されるわけではございません。

また、移行後の1割負担の減免については、社会保障制度の原則である保険優先の考え方のもとで、原則、介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなっており、一般の高齢者の方と障害のある高齢者の方が同じ内容のサービスを利用して、片方だけ減免というのも不公平感がございます。この点については、国でも議論されておりますので、伊根町独自に減免制度を設けるよりも、法律に基づく運用が望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 5番、山根朝子君。

○5番（山根朝子君） 障害者の方が65歳になって、介護保険に一律に移行するのではなくて、丁寧な対応をされているということを知って、ちょっとほっといたしました。

私、個人的なことでも、ちょっと介護保険を父や母が使うことになりまして、伊根町の対応というのは、介護保険にかかわっておられる職員さんの対応はすごく丁寧で迅速で、本当に力のある方が対応されているなというふうに思っております。こういうのは、本当に利用する方にとっては、すごく安心を得ることになりますので、このような対応の仕方、それから職員さんの頑張りというのを評価というか、よく頑張ってくださいというな、感謝したいなというふうに思います。

これからも、皆さんが健康で、すごく業務が過剰になっていて、とても大変なようにお聞きしていますので、余り過剰にならないように、そして人事もしっかりと配置もされて、自分が健康でないとやっぱり介護保険の利用者さんにもきっちりとした対応ができないと思いますので、そこら辺はまた町長さんもいろいろ考えて、いろいろと介護保険がこれからも充実して、町民の方たちにきっちり利用できるように力をかしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、山根朝子君の一般質問を終わります。

次に、原発事故対策として安定ヨウ素剤の全戸配布についてを通告議題とし、大谷功君の発言を許します。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、通告に基づき質問に入らせていただきます。

再稼働したばかりの関西電力高浜原発4号機が、その3日後、2月29日、原子炉が緊急停止をしました。同機は、20日にも放射能を含む冷却水連続漏れを起こしたばかりでありました。関電の安全軽視、再稼働優先が引き起こした事故と言っても過言ではありません。

高浜4号機の緊急停止は、トラブル公表5段階の基準で最も高いレベルの4の重大事態であります。また、冷却水漏れは重大事故につながりかねません。

ところが、関西電力は、漏れの原因とされるバルブを締め直ただけで、予定どおり26日に再稼働というスケジュールを強行しました。世界一厳しい安全基準と胸を張っておられますが、バルブの緩みもわからないようなことでは世界一が笑うのではないのでしょうか。そんな認識で、あの福島の重大事故を忘れたかのように、安全神話を再び復活させて再稼働するという事態は、私は許すことができません。

こういう中で、先日9日、大津地裁が関西電力高浜原発3、4号機の運転停止を命じる仮処分を決定いたしました。

現在動いている原発の停止を命ずる初めての決定であること、東京電力福島第1原発事故の重大な被害を体験しての国民の認識の前向きな変化、すなわち原発は安全とは言えない、原発とは共存できないという国民の認識の大きな変化を踏まえたものとなっていること、その上で、決定の中身について、事故が起きれば、環境破壊の及ぶ範囲は我が国だけをも超える可能性があり、発電に要するコストや効率性でもって論じるわけにはいかないとしていることは非常に重要であります。

仮処分決定が、福島第1原発事故の徹底究明がされていないもとの、新規制基準に適合したとしても安全とは言えないと述べて、新規制基準が避難計画を自治体に任せていることを批判していることは非常に重要であります。

政府と電力会社は、この決定を正面から受けとめ、全国全ての原発再稼働の中止を決断すべきであろうと私は思っています。こういう状況ではありますが、再稼働に向けて、国と電力会社は執拗に進めてくるのは確実であります。

また、廃炉になるまで何が起こるかわかりません。

そこで、被曝を防ぐ対策の一つとして、過酷事故の発生時、直ちに安定ヨウ素剤を飲むことは大きな意義がございます。過酷事故とともに拡散される放射性ヨウ素による被曝の効果的な低減策として、安定ヨウ素剤の携帯、常備が注目をされています。

原子力発電所など核関連施設の事故で放射性ヨウ素が空气中に放出をされ、呼吸などによって体内に取り込まれると、体内でヨウ素を必要とする器官である甲状腺に蓄積をし、さまざまな障害を引き起こします。そこで、放射能を持たないヨウ素を前もって摂取、蓄積しておくこと、放射性ヨウ素が取り込まれず、甲状腺機能低下症、甲状腺腫、甲状腺がんなどの放射線障害を予防、低減することができるというふうに言われております。

実際に安定ヨウ素剤を服用することで、甲状腺の被曝を抑制できる確率は、放射性ヨウ素の体内摂取前24時間から摂取後1時間以内服用で約90%以上、その後3時間以内で約40%、16時間以降でほとんど抑制効果なしとなり、事故後一刻も早く服用することが望ましいとされております。

そこで、伊根町での保管の状況を伺います。

当町では、防災計画に記載のとおり、本庄診療所4,000丸、平成28年2月使用期限のもの、粉体500グラム、使用期限平成28年4月ということで間違いはないか、まず伺いたいと思います。

次に、被曝は、低年齢の子供ほど放射能の影響が大きく出ることが認識されておりますので、保育園児、小中学生は退避するまでに移動中に被曝の可能性が危惧をされます。そのため、学校で服用することが必要であります。学校で保管をし、学校で服用する体制を直ちに整備する必要があると思いますが、見解を伺います。

また、現在は、子供以外にも服用の効果は高いというふうに言われています。いざというときのためには、家庭に家族分を常備しておく方法が現実的であります。兵庫県篠山市のように、事前に全戸配布しておく必要があるのではないのでしょうか。

また、安定ヨウ素について、ほとんど町民は知っていません。例えば、服用回数は1日1回、3日分を常備することが推奨されていること、なお市販のうがい薬、昆布を多く食しても期待する効果は十分得られないこと、また安定ヨウ素剤は、あくまで甲状腺への影響を予防、低減するものであって、その他の器官についてのがんなどのリスクを減らすものではないこと、このような服用の実際や安定ヨウ素剤の必要性、副作用の実際、なぜ飲まなければならないのかの学習を町民、学校の教師、保育士など全員が理解できているよう、学習の場を定期的に持つ必要があるのではないかと思います、町長のお考えを伺います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、ただいまの大谷議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

ちょっと原発の是非につきましては、余りちょっとどうこうと申し上げにくいんですけども、私も原発はないにこしたことはないと思っております。

しかしながら、原発も国の重要なベースロード電源であると指定をして、そして大谷議員に笑われてしまいましたけれども、世界一基準のきつい、その基準をクリアすれば稼働は認めると、そう決めたんですね、国、みんな。みんなで言ったらかおかしいですけども、決めた。それに基づいて、各電力会社も数千億円の規模でのてこ入れをして、それで再稼働を凶ろうとしている。そうでありますから、今になってから、その基準クリアしたってだめだなんて言い出したら、これむちゃくちゃだと思うんですよ。

私は、よく思うんですけども、一番最初にベースロード電源であるんだから、これやっていくんだと、基準値設けて、それをクリアしたらやる、その時点でそれがいいのか悪いのか、国民が議論して判断せなんだら、今になってから言うても、ちょっと理にかなわんのじゃないかな、私はそう思う次第でございます。

また、高浜の3号機、4号機、また滋賀地裁の停止命令、それにつきましては、京都府のほうの地域審議会で今度また5市2町の首長集まりまして、知事と業者、業者は関電さんも来ていただいて、国も来ていただいて協議をさせていただきますので、またそのこともご賢察願いたいと思います。

それでは、原発事故対策として安定ヨウ素剤の全戸配布についてのご質問にお答えしたいと思います。

最初に、1点目の安定ヨウ素剤の保管の状況についてでございます。

現在、安定ヨウ素剤を適切に保管できる施設として、防災計画に従って本庄診療所内の保管庫を選定し、保管をしております。先般、服用期限、使用できる期限が近づいてまいりましたので、薬剤の更新を行いました。安定ヨウ素剤の有効期限は3年となっております。

保管している量は、錠剤が4,000個、粉体で500グラム、これは計画どおりでございます。

次に、ヨウ素剤を学校で保管し、服用させてはということについてでございますが、保育園児、小中学生は被曝における影響が大きく、退避するまでに学校で服用する必要があるとのご指摘でございますが、しかしながら一方で、安定ヨウ素剤は副作用もあり、既往症などの慎重投与が必要なことから、医師の関与のもとで服用するものと、そうされております。

P A Z、いわゆる5キロ圏内の区域内では、発電所施設内が緊急事態になった場合、つまり発電所内で放射能漏れ事故になった場合、そのときに服用準備を始めます。

U P Z、いわゆる本町を含む30キロ圏内では、緊急事態が敷地内におさまっている場合は状況確認です。そして、放射性物質が施設外に漏れ出す事故、全面緊急事態となった場合において、国が配布・服用の必要性を判断し、その決定が出た場合に服用を開始します。

全面緊急事態になった場合にとる行動は、まず屋内退避であります。その後、プラントの状況や空間放射線量率等に応じて避難や一時移転が検討をされます。この避難や一時移転等の際で、必要と判断されたときに初めて服用することになります。

服用に際しては、その避難場所、集合場所に医師、薬剤師等、訓練を受けた医療関係者が安全に服用できる体制をもって服用を進めていくこととなります。

基本的に、集合場所は筒川文化センターを想定しております。原子力規制庁の指針においても、U P Z圏内は、避難にあわせて備蓄場所や避難経路上での配布を推奨していることによるものでご

ございます。そのため、本庄診療所を選定しているところでございます。

これらのことから、現在のところ、学校で備蓄するという検討はしておりません。現在、学校に備蓄することが検討されているのは、PAZの区域の中でございます。

しかしながら、先般の報道によりますと、UPZ内でもという話もまた出てきておるようでございます。それについては慎重に検討したいと思っております。成り行きを、経過を見ておきたいと思っております。

最後に、服用に関する説明等の学習の場を定期的で開催とのご質問でございますが、避難にあわせて服用時に実施することとしており、定期的で開催する考えは持っておりません。

国の指針では、事前配布は、PAZの区域内で医師の説明を行った上で行うものとされております。本町はPAZから外れており、事前配布区域に該当しておりませんので、現在のところ、その考えはございません。

ヨウ素剤、確かに甲状腺がんにはあれなんですけれども、要するにヨウ素剤を飲んでもヨウ素131だけです。それだけが除去の可能性があるということで、セシウムであったりキセノンであったりプルトニウムは、一切何も効果がないわけでありまして。そうでありまして、要するに一番効果があるのは、議員も言われたように、あれ軽くて遠くまで飛んでくるものですから、マスク、かっぱ、これが一番効果がある。そして、屋内退避、これですね。こういう順番をしっかり守っていただくということが大事で、すぐにめったやたら服用するものではないかと、そのように思っております。

いずれにいたしましても、万一の全面緊急事態には、放射性物質の拡散状況を見きわめた上で、状況に即した速やかな避難が必要となります。その場合でも、国の対策本部の指示のもと、整然と避難する、ヨウ素剤も安全に服用できる体制のもと、指示に従い服用する、努めてパニックを起こさないことが、その心構えが大切であろうかと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） 原子力発電所のほうなんですけど、新規規制基準に適合して、今さら言われてもというふうに言われましたが、私どもは規制基準に適合したとしても原発は危険だと、直ちに廃止せよというふうに訴えてきましたので、そういう点のご理解をお願いしたいと思っております。

それから、放射性ヨウ素の関係で服用についてですが、保護者への引き渡しから自宅、それから自宅から避難所というように子供も転々とされる可能性もあります。やっぱり、その間で被曝というのが懸念されるんじゃないかというふうに思っております。やはり、学校で適切に飲ませるべきであろうというふうに思っております。

子供の体の状況というのは、伊根町では特に少人数ですので、例えばアレルギーがあるとか、この子には飲ませると危険なので飲ませられないとかいうのは十分把握できることであろうというふうに思っております。

放射能というのは、目に見えません。後でわかるということになります。あのとき飲ませておけばということにならないよう、後々に必ずこれは検証をされます。将来ある子供を間違いなく放射能から守るということで、ぜひ検討をお願いしたいということで、今後ともまた要望をしていきたいということをお述べして質問を終わります。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） そのヨウ素剤の件なんですけれども、我がまちの基本方針は、とにかくそういう全面緊急事態、施設内から放射能が漏れ出したという、施設外へ漏れ出した、そういう状況が起きた場合、いち早くその状況を察知いたしまして、当然国のほうから指示なり状況説明があるわけなんですけれども、その状況に応じて、とにかく避難するのが家の中なのか、それから今度は避難地へ行くのか、避難地へ行く途中で、そこで必要とあれば服用すると。各戸配布とか、親から子供へとか、そういうふうな考えは持っていないんですね。

そうでありまして、いろいろ言われたようなことは、今のおりにいけば、案外うまくいくんじゃないかなと、そのように思っております。いわゆる少ないですからね、子供さんも、多分いけると思っております。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、大谷功君の一般質問を終わります。

次に、サル被害対策についてを通告議題として、藤原正人君の発言を許します。2番、藤原正人君。

○2番（藤原正人君） 予算説明の中で既に説明いただいて、二、三、重複する点もあると思いますが、通告書に従いましてサル被害対策について一般質問させていただきます。

議会におきましても、何回となく質問されているわけなんですけれども、獣害対策につきましては、当町においても長年にわたり常に話題が上がり、議論されているところであります深刻な問題であります。

鹿被害につきましては、ことしに入り、目撃情報もよく耳にするようになり、今のところは大きな被害はありませんが、これから当町においても対処していかなければならない問題と考えられます。

イノシシ被害につきましては、水路・のり面等の被害はまだまだ多く見受けられますが、農作物等への被害はかなり減少しているようで、電気柵・防護柵設置の効果が出てきているものと思います。

しかし、猿被害については、農作物への被害に加え、家屋への侵入、放れ猿と思われませんが、威嚇・攻撃をしてくる猿もふえてきているようで、とても危険な状態にあります。

当町においては、新井崎地区に大型捕獲おりが設置され、地元住民の方たちのご協力により、80匹程度が捕獲されたと伺っています。本庄地区のことなんですけれども、先週から今週にかけて、A、B、C、Dのどの群れかわかりませんが、旧本庄中学校周辺で1週間のうちに2群出沒しました。

先日、テレビで、ボス猿の交代時に群れがばらけることがあるということは報道されていましたが、どちらの群れも10匹から20匹ぐらいの数で、そのことが要因なのか、また捕獲おりの効果によるものなのか、正確に数えたわけではありませんんですけれども、数が減少しているようにも私は見えます。

それと、今までは大概、北から南への移動、私どもから言うと宇治から上地区のほうへ向かっての移動だったんですけれども、今回は2群とも逆に上地区のほうから宇治地区のほうへ、逆方向へ移動して、別の小さな群れができたのかなとも思ったりもしています。

その中で、最近の生息調査のデータ等の詳細を伺いたいのと、今後のためにも、そのことを町民の皆さんにも周知する必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

全国各地には、おじろ用心棒、また大型捕獲おりの設置、地域ぐるみでの追い払いの実施により、猿対策の効果を上げている地域が多くあります。

しかし、その地域から離れた猿が他の地域へ出沒するようになることもあるとお聞きします。他市町へ移動する場合も考えられますが、町内での大型捕獲おりの設置において、1地区、2地区でなく、4地区各所に設置しなければ、そのようなことが起きることも考えられ、おりの増設も必要になってくるのではないかと思います。

同じ日に、同時に、どのおりでも捕獲できるということはめったにないことだと思うんですけれども、現在、新井地区の1基のみのわけなんですけれども、これから増設していくということになれば、捕獲した猿の殺傷作業をする人の増員が必要になってくると思います。たとえ相手が猿といえど、大げさかもしれませんが、命を奪うという作業でもあり、誰にでもできるという作業ではないのではないかと思います。今現在、作業料金が、1匹幾らでなく、1回5,000円と伺っておりますが、どのような根拠で料金設定されたのか、また今後、料金の増額が考えられないのかお伺いいたします。

先月、3月の末だったと思いますけれども、本庄の宇治地区公民館におきまして、「ニホンザル被害防止対策に係わる学習会」と題しまして学習会が行われました。また、私は参加することができなかったんですけれども、3月8日にも本庄地区公民館におきまして、伊根町全地区が対象で、同じ学習会が開催されております。先月行われました宇治地区公民館での学習会は、本庄地区の関係者だけが対象であったように思いますが、15名ほどの人が集まり、効果的な対策の進め方、また兵庫県篠山市の取り組み事例の説明があり、最後に追い払いの実施・大型捕獲おりの世話が地元

できないかとの打診がありました。

大型捕獲おりの設置につきましては、28年度の予算にも計上されています。この通告書を提出しました後で判明したこともいろいろとあるわけですが、そのことにつきましては、今ここでは申しませんが、追い払いの実施・捕獲おりの世話については、前向きな考えを持っておられる方もその中には数名おられたわけなんですけれども、事前の打ち合わせ等もなく、余りにも急だったこともあり、誰一人その件について返答ができませんでした。

以前、町長より、自助・共助・公助の役割を明確にし、効率的に実施していくとの答弁をいただいたわけですが、呼びかけの対象者についても明確にされず、誰が見ても、年度末になり、片づけ仕事のようにしか思えず、きっかけをつくるべき行政がこのようなことでは先行きが危ぶまれるのではないかと思います。

しかし、今回の学習会につきましては、実際に本庄地区の猿の出没状況などをみんなで地図に示し、ワークショップ的なこともされまして、熱心な意見、質疑なども多く出され、今までにない大変よい学習会だったと評価をしたいと思います。

学習会の中で、篠山市の方により、地域で使用しておられる3連発と5連発の大変威力のある打ち上げ花火でしたが、その実践もありました。ちょっとハプニングがありまして、威力があり過ぎて、保育所より駐在さんのほうに苦情の電話が、たまたまそこにおられた駐在さんに入りまして、大変それほど威力のある花火でありました。

その打ち上げ花火を使用するに当たりましては、有料と聞きましたけれども、講習を受ける必要があるとのことでした。今後、講習希望者があれば、町のほうで手続、取りまとめをしていただければありがたいと思います。

最後になりましたけれども、猿対策については、今後も伊根町全地域で熱心に進めていかなければならない問題でもあり、次年度以降に向け、どのようにして住民の皆さんの理解、協力をいただいて追い払い・大型捕獲おりの設置をしていかれるのか、また今後、学習会の進め方をどのようにしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、藤原議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

サル被害対策についてでございます。

まず1点目のご質問、生息調査の詳細とその結果の周知についてでございます。

伊根町での猿の生息データでございますが、2年前の生息調査によると、伊根町内には主に筒川、本庄を活動区域としている群れが3つあり、これを伊根A・B・C群と呼んでおります。また、朝妻、伊根、養老を活動区域としている伊根D群と宮津A群があり、合計5つの群れで、調査当時、300匹の生息を確認しております。近年の捕獲によりまして、約230匹程度になっていると思われま。

今後、群れごとの目標生息数を設定し、そこまで減らす、また群れを消滅させるという方針で捕獲を進めてまいります。

また、生息調査結果や捕獲実績の周知でございますが、正直なところ、広報が余りできていなかったのは実情でございます。一つには、いろいろな団体がございます、その団体との兼ね合いもありましたので、殺処分の公表をためらっておったというせいもございますが、これからは積極的な広報に努めたく思います。

次に、実施隊員による捕獲した猿のとめ刺し、埋設処分に対する報酬についてでございます。

実施隊員は、伊根町特別職職員に位置づけされている非常勤の職員となりますので、条例におきまして1日1回5,000円となっております。短くとも長くとも、1日1回5,000円ということになります。

実施隊員は、猟友会の方から公募により任命しており、多くの隊員が出動すると時間も少なくても済みますが、作業は平日の日中がほとんどであり、少人数での対応が多いところがございます。

報酬額につきましては、他の非常勤職員との兼ね合いもございます。どれかを上げるとなれば、その兼ね合いがありまして、どれも上げ、これも上げという話になりまして、また報酬審議会等々を開いて協議しなければなりません。その他の非常勤職員との兼ね合いもありまして、見直しのた

めの条例改正は、現在のところは予定はしておりません。

次に、猿被害防止対策に係る学習会の実施時期でございます。

学習会自体は成功であったなど、そのように考えております。しかし、時期がおくれたことは大変申しわけなく思っております。原因は何かと言えば、課内での進捗管理とそのフォローが十分でなかったことによるものでございます。今後は、しっかりと適正に部下の指導と進捗管理を行ってまいります。時期がおくれたことは大変申しわけなく思っております。

次に、打ち上げ花火の講習希望の取りまとめについてでございます。

現在は、威力のある花火を打ち上げる場合は、動物駆逐用煙火保安教育講習を受講することが義務づけされております。この講習会の広報周知は行いますが、取りまとめまでは予定をしておりません。問い合わせ等については、丁寧に対応をしてみたいと考えております。

最後に、平成28年度以降の猿の対策でございますが、捕獲、防除、追い払いを引き続き実施いたします。

具体的には、捕獲につきましては、個体数調整捕獲を新井地区ともう1カ所で実施をいたします。おりの設置につきましては、現在、調整中でございますが、猿の群れの行動範囲を検証し、現在、猿対策のアドバイスをいただいております専門家からも意見を頂戴した上で、効率的に捕獲できる場所に設置する予定でございます。また、大型捕獲おりの管理、餌づけなどについては、設置予定場所の区長さんや実際の管理をしていただく方を交えて協議をしてみたいと考えております。

防除につきましては、侵入防止柵の設置を10団地、1万1,196mを計画しております。

そして、一番大変な追い払いでございますが、先日、3月8日に開催いたしました研修会でも、追い払いはしたいが、私一人ではできない、また昼間はこの集落には女性2人しかいないので難しいなどの意見があったところでございます。まずは、専門家と一緒に集落へ出向いて、どのようなことからできるかを相談してみたいと思います。

そして、研修会も引き続き開催し、出席できなかった方々には、その内容をリーフレット等で周知をしてみたいと考えております。

どうかどうか、議員にもぜひ中心になって一緒に取り組んでいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 2番、藤原正人君。

○2番（藤原正人君） ありがとうございます。

昨年というか、ことしに入りまして1月に、町のほうから助成をいただきまして、本庄地区で若い人たち10名の狩猟免許の取得をさせていただきました。

その中で、昨年、本庄地区の保全会のほうで、愛知県の岡崎市のほうへ、みんなから嫌がられる竹を利用したの捕獲おりの設置されているところがありまして、そこへ視察研修に行ってきたわけなんですけれども、そういったものを利用して、少しでも経費を削減していくように、そういうあれもちょっと考えているわけなんですけれども、今後、今までのおりも更新していかなければならないのも出てくると思われるんですけれども、そういった新しい柵とか増設する場合、優先的にという言い方は悪いんですけれども、これからも協力していただくことをお願いしまして、これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） すみません、勉強不足でありまして、私、その竹のおりについては承知をしておりませんでした。持ち帰りまして、課内のほうで検討させていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、藤原正人君の一般質問を終わります。

ここで、休憩したいと思います。再開は11時35分とさせていただきます。

休憩 11時29分

再開 11時35分

○議長（泉 敏夫君） 再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは続きまして、鳥獣害対策についてを通告議題として、松山義宗君の発言を許します。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） それでは、通告書に従い一般質問を行います。

近年、農業者や家庭菜園を楽しむ町民が、最も耐えることのできない問題として鳥獣害の被害があります。このことを強く問題視し、産業建設委員会の提言として、12月議会の終了後に町長に提出しております。また、今後は、鳥獣害対策が成功している先進地への視察も、来年度の実施に向け、議員全体で検討しているところです。

現在、鳥獣害対策の有効な手だてとして電気柵、鉄柵などがありますが、その事業を実施できるのは団体、組合など、つまり2人以上の組織が対象となっております。

そのほかの個人は、その事業に乗ることはできないため、個人のでき得る範囲の獣害の対策にとどまっております。当然、毎年のように獣害の被害に遭い、生産意欲をなくしていております。生産者の会が栽培した野菜の一部は、役場マルシェにおいても、開催日になると早くから町民が集まっていることもありますし、生産者にとっても生産意欲につながります。

また、小学校、中学校の給食に使用する食材も地産地消が基本であろうと思います。例えば、町内の飲食店でも地産地消の動きがあり、店舗によっては生産者の畑ごと買い上げるような動きもございます。昨年、27年においては、300キロのジャガイモ、300キロのタマネギも買い上げたという実績もございます。

しかしながら、ことし、それをお願いしますと、獣害の被害が確実に予測できるため、猿の餌になるようなものはつくりたくないというふうな声が地域を支配しております。自分たちが丹精込めて栽培した作物が、収穫間近になって獣害に食べられてしまう、襲われてしまう。当然、耕作意欲をなくすのは当町にとっても損失であり、地域の生産者や高齢者の生きがいを奪っております。幼稚園、小学校の農園においても同等と考えられます。

特に、猿については、群れ調査が毎年のように実施されており、来年度においては新たな試みを実施予定というふうに聞いておりますが、時間を要する間に町民の生産意欲は低下するばかりです。行政として、大型捕獲おりの設置も実施しておりますが、個人自身としての有効な手段も手だても全くありません。また、経年の調査における行動ルートも町民に公開されておらず、個人的に対策すらできない、そして時間ばかりが経過しております。これでは、町民の耕作意欲を満たすことなんていうことは全くできません。町民は、行政に対する諦めのムードが支配しております。そのように私は思っております。

鳥獣害の対策の進展も、ここで見直しが必要というふうに痛感しております。事実、昨年の地元懇談会でも、町民の切実な意見としてあったのではないのでしょうか。私としては、町内における地産地消の観点からも、町民の耕作意欲を満たすという産業建設委員会としての提言は当然のことだと考えております。

一方で、大規模な駆除、敏速な殺処分、そして一方で平等な適切な方策を実施することにより、行政への信頼回復と生産意欲の向上につなげることができるのではないかと考えておりますが、町長のお考えを伺います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、松山議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

私も、鳥獣被害については十二分に認識をしておるところでございます。いろいろ、るる対策につきましても、先ほど藤原議員さんのときにご説明を申し上げたとおりでございます。

鳥獣害対策は、先ほどの藤原議員の一般質問でもお話をしましたが、とる、守る、追い払う、この3つがセットとなり効果が出るものでございます。

守る手だての一つとして、伊根町では侵入防止柵の設置に支援をまいりました。電気柵設置のみ時代には、受益者が1名では補助対象にならず、集積しろと言っておいて、集積したら補助対象とならないのはどういうことかということ京都府への要望を続け、受益者とは地権者と耕作者であるとの回答から、設置できる箇所が増加してきたものでございます。

この補助金の対象は、今申し上げましたとおり農業者であり、議員おっしゃるとおり、個人の家庭菜園や学校の菜園は対象となっております。

しかしながら、畑づくりをしている高齢者などの楽しみを奪ってしまう獣害は、誰もが生き生きと暮らしていくことを目指す伊根町の施策に影響があるものと考えます。同じ鳥獣害対策でも、農

業ではなく、福祉・教育施策の一環として町独自の施策を考えていかなければならない時期に来ていると感じております。

しかしながら、町単独ということになりますと、その予算立てはすべからず単費ということでございます。その辺のことは、また議会の皆さんともご相談を申し上げたく思います。

本件については、今後、地域整備課だけではなく、各関係課と協力をいたしまして、解決策とまでいかないまでも、何がしかの支援の方法を編み出したいと考えております。対策が必要なことは十分にわかっておりますので、引き続き産業建設委員会からもご意見やご提案がいただけると幸いに存じます。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） ありがとうございます。

今の予算立ての話なんですけれども、平成28年の当初予算によりますと、使用料が32%アップしております。それから、財産収入も68%の増額となっております。例えば、1件当たり数万円というお金に換算しましても、数千万というお金にはならないと思います。

この使用料、財産収入につきましても、ためることが目的なのか、それともそういった町民のために使っていこうという意気込みがあるのかということに関して、私はちょっと問題を思いますね。ですから、できることは時間をかけないで敏速にやっていただきたい、そのように思います。町長の答弁を求めます。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） たまっておりますけれども、同額の借金はございます。たまっておると言えるのかどうか、そこは私、よくわからないんですけれども、それでも以前よりはたまっております、かつてよりは。もし、これがなければ、またぞろ合併問題が発生すると思います。

我々は、財政については、議員もご存じのように、8割以上はもらいものなんですね。それをいかに効率的にためるかということで、苦心してここまで持ってきております。

申し上げたいのは、ためるのが目的じゃないですね。ためながらも、しなければいけない仕事については、かつて以上に、私、できておると思います。ちょっと安倍首相みたいになりますけれども、できておるんですね。そうでありますから、その辺の批判は当たらないように思っております。

しかしながら、この件に関しましては、この件に関しましてというよりも、このようなことがあるんですね、ですから、単費でやらんような、里道の問題なんかでも、もううちでは守れんさかい町がやれと、じゃあやりましょうと言った瞬間、どれだけ金が出ていくんだと、伊根町中の里道を全部町が直すということになればどうなるんだ。

農業に関しても、今までは対象でないものを町単費で、農業というよりも家庭菜園ですね、今までは農業者のものに対しては、それは頑張っ手伝いますけれども、個人でのお楽しみについてはだめですよという話なんです。でも、そういうのもやって単費で設ける。似たような話が、じゃ教育ではどうなんだ、今度は海ではどうなんだ、一般の商工観光ではどうなんだ、全部に共通してくるんですね。そうなりますと、あっという間であります。そういうのが私の見解でございます。

以上です。

○4番（松山義宗君） ありがとうございます。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、松山義宗君の一般質問を終わります。

最後に、遊漁等における秩序ある海面等利用の確保について及び法定外目的税の進捗状況について並びに「京都府北部地域連携都市圏」形成の取組についてを通告議題とし、濱野茂樹君の発言を許します。3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） それでは、今回の一般質問、最後の登壇となります。

12時前になりましたね、久しぶりに議会が活性化しているような気がしてちょっとうれしいような、登壇時間が皆さんのおっしゃっていたのとちょっと変わってきましたのでと思います。ちょっと内容が、他の議員さんやられたことと重複している部分がありますので、割愛したりとか、前回質問した内容については割愛したいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

まず1点目が、昨年12月に引き続いての質問となりますが、前回までの答弁等を踏まえての質問となりますので、よろしくお願いいたします。

レジャー等で来られる一部のマナーの悪い釣り客や漁業者や地域住民とごみの問題、路上駐車、私有地への侵入などの問題、夜間の騒音の問題、ミニボートの問題とトラブルが続いておりますことにつきましては、昨年の一般質問でも答弁いただいているように、共通認識として承知いただいているものであります。

さきの一般質問では、海面等利用する際の仕組みや駐車場の有料化や啓発、全国での対策を参考とし、関係機関との連携を図り、マナーの悪い人は伊根町では釣りができないと思わせる何らかの対策、方法を検討するとご答弁いただいております。

カルビ海岸のロックアウトをはじめ、本問題については、いろいろとご尽力いただいているところではあります。再度、一步でも前に進めるため、次のとおり町長の見解をお伺いいたします。

公聴会をはじめ、関係者等の意見を聞く委員会を設置、開催する予定はあるのか。また、あるとすれば、いつぐらいに開催し、町としてどのあたりまでに一定の結論を出す予定か。

2点目が、釣りの禁止エリアの設定や、釣り客を受け入れるにふさわしい設備を整備した有料を含めた釣り可能エリアを設定する予定はあるのか。

そして3点目が、整備した駐車場の有料化、月決め駐車場であったり時間帯駐車場を検討、実施すべきではないか。

次の質問に移らせていただきます。

2点目の質問は、法定外目的税の進捗状況についてであります。

昨年5月27日に開催されました平成27年度伊根町観光協会総会における挨拶の中で、法定外目的税についての発言がありました。自主財源の乏しい当町にとって、新たな財源確保について検討されることについて大いに評価したいと思います。

さて、地方自治体が課する地方税は、普通税と目的税に分けられます。普通税は、住民税や固定資産税、軽自動車税などに代表される、徴収される税金の使い道を特定しないで賦課され、地方自治体の一般経費となるもので、目的税は国民健康保険税や入湯税に代表される、徴収される税金の使い道を特定して賦課され、その特定された使用目的や事業の経費とされるもので、道府県や市町村の目的税の税目などが地方税法第4条、第5条に定められております。

法定外目的税は、平成12年4月1日施行の地方分権一括法による地方税法改正で、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設されたもので、特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を各地方自治体が条例を定めて新設することができる税であります。

地方税法上では、地方自治体が法定外目的税を新設、変更しようとする場合は、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならないとされていますが、国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ住民の負担が著しく過重となること、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること、国の経済施策に照らし適当でないことのいずれかに該当する場合を除き、総務大臣は同意を与えなければならないこととされています。

また、法定外税であっても、申告納付の方法、延滞金、加算金、徴税吏員による調査、滞納処分等に関しては地方税法に定めがあり、法定外税を定める条例においても、この範囲を超えることはできないと解されております。

さて、法定外目的税の例としては、乗鞍環境保全税や産業廃棄物税、環境未来税のいわゆる環境税と、その他の分野の税につきましては、日本で最初の法定外目的税とされる山梨県富士河口湖町の遊漁税や東京都の宿泊税が挙げられるわけであります。

今回、お話が上がったのは、遊覧船等の事業における法定外目的税についてであったと思いますが、その場合、法定外税の納税額が全納税者の納税額総額の10分の1を継続的に超えると見込まれるもの、特定納税義務者に対して意見を聴取し、意見の提出を求められるとされています。

また、目的税にこだわらなくとも、企業のCSR活動、社会的責任の観点から見ると、使途を特定した寄附という手法も考えられるわけであります。例えば、大手ビール会社等が実施されている特定の商品の一部を寄附いただくような仕組みや、当町でも一部企業との間で実施されている伊根

町ふるさと応援募金自販機のようなことも考えられます。法人にすれば、国または地方公共団体に対する寄附金であれば、全額が損金算入されるわけであります。単純に言えば、全額法人税上の経費となるわけであります。

また、目的税で言えば、東京都が実施されている宿泊税も、伊根浦の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てる目的で、近年、先行投資がされております伊根地区からスタートして、東京都同様に1人1泊100円の宿泊税を徴収する宿泊税も検討できると考えます。

そうしたことを踏まえ、法定外目的税のその後の進捗状況及び検討に至った経過や今後の予定についてご所見をお伺いいたします。

最後に、「京都府北部地域連携都市圏」形成の取組についてお伺いいたします。

昨年12月に閣議決定されたまち・ひと・しごと創生総合戦略において、総務省において推進していた地方中枢拠点都市圏、国土交通省の国土のグランドデザイン2050に位置づけられていた高次地方都市連合などの複数の都市圏概念を統一して、連携中枢都市圏として、その概念においても、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、経済成長の牽引、高次都市機能の集積・強化及び生活関連機能サービスの向上を行うことにより、人口減少、少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するものと統一されたところであります。

昨年4月22日、過疎高齢化や地場産業の空洞化をはじめ府北部に共通する課題は、市町単独では対策が難しく、京都府北部の5市2町、福知山、舞鶴、綾部、宮津、京丹後、与謝野町、そして私ども伊根町は、医療・福祉、教育、観光の連携強化や公共サービスの補完など、地域一体で人口減少対策に取り組み、若者が定着する持続可能な地域づくり、圏域全体の経済成長や生活関連機能の向上を図って地方創生を目指す京都府北部地域連携都市圏形成推進が宣言されました。

京都府北部地域の5市2町における「海の京都」や丹鉄——京都丹後鉄道支援等の連携した取り組みの実績をもとに、これまで以上に連携を強め、地方創生を目指し、5市2町を一つの圏域として、連携して地方創生を推進する京都府北部地域連携都市圏の取り組みであります。そうしたものが、さきの土屋総務副大臣の現地視察、意見交換であったと認識しております。土屋副大臣のブログにおいても、実り多い視察だったと、総務省は市町村を支える役割で、これを政策にするのが我々の仕事だとつづっておられます。

連携中枢都市圏構想については、対象となる都市圏の条件を検討し、平成27年度中に結論を得、その結果に基づいて、交付税措置や地域経済分析システムや人口メッシュ推計など、地域に関する情報提供や補助事業採択による配慮等、必要な措置を講ずるものとされております。

北陸新幹線京都北部ルート誘致促進や海の京都DMOなど、教育、医療・福祉、観光、雇用、移住・定住の促進など、圏域全体の経済成長や生活関連機能について、30万人都市になったつもりで、どのような夢を持って京都府北部地域連携都市圏に取り組むのか、次回以降の一般質問でまた問わせていただきたいと思いますので、以上3点につきまして町長の見解をお伺いいたします。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） それでは、濱野議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。

初めに、1点目の遊漁等における秩序ある海面等利用の確保についてでございます。

12月議会で同じ質問をいただいております。その後の予定についてのご質問であろうかと思っております。

12月の一般質問では、海面利用についての啓発の仕組みを検討していきたいと答弁したところでございます。

公聴会等でございますが、伊根町では、毎年、漁業関係団体代表者会議を開催し、いろいろな意見を聞く場を設けております。しかしながら、その場で詳細な事項までの議論をすることはできておりません。

よって、今後は、代表者に大まかな意見を出していただき、それをもとに事務方で詳細に詰めていき、その案をもって代表者に承認いただくような方法を進めていきたいと考えております。したがって、公聴会などを開催する予定はございません。

いずれにしても、動き出すのは新年度に入ってからになります。

また、一定の結論を出す時期であります、この問題につきましては、すぐに結論が出る問題とは考えておりませんので、少しずつ改善をしていければと考えております。

また、佐戸議員のときもご紹介を申し上げましたけれども、大まかには毎年やっておりますので、大まかには漁業関係者の皆さんのご意見はわかるんですね。先ほども申しましたように、定置網にすれば、まき網船がいそまで入ってきて大変な漁獲をしていく、あれをもっともっと外まで放り出せ、イカ釣り漁船があの灯をたきながら、あの灯をもっと弱うせえ、いそのほうに入らせるな、それから定置網の沖出しですね、漁業権の問題、これは大型定置、また小定置などでもこういうことが問題となります。一本釣りは、もうやはり浦島だとか、そのクリですね、クリの上でプレジャーボート、遊漁船、遊船ですね、そういったものが席卷をしております。それを何とか制限しようというのが一番大きいものであります。

逆に、地元になりますと、やはりごみ、そしてふん尿、そういったもの、ふだんの生活、それに支障があると、そういうことを問題にされます。

また、養殖業者に至っては、生けす近くで釣りをされること、これが一番怒っておられるようであります。

それぞれにそういった問題を提議されるわけであります。しかしながら、どうも先ほど申しあげましたように、大型定置もしくは一本釣り、そういった話が大きく取り上げられるんですけども、我がまちのこういった遊漁船の対策だとか近所の人たちとのトラブル、そういったものはいわゆる京都府との会合の中でも取り上げていただいているのが現状でございます。これからまた、頑張らせていただきたいなと思っております。

また、釣りの禁止エリアや釣り客を受け入れる有料区域の設定の予定でございますが、今のところ、そこまでの一足飛びの計画はございません。まずは、啓発の仕組みづくりから行いたいと考えております。

また、整備した駐車場の有料化についてでございますが、近年、整備をいたしました駐車場としては、伊根地区平田及び大西と泊地区に駐車場を整備しており、今後、七面山漁港用地にも整備の予定があるところでございます。

この駐車場の有料化につきましては、伊根地区については実施してまいりたいと考えております。また、泊地区につきましては、地元の方との相談でございます。駐車場実施事業時の制約や目的外利用などの協議により、実施時期は異なりますが、目的外使用の協議につきましては、ようやく光が見えてきた状況であり、順次進めてまいりたく考えております。

これにつきまして、漁業者の皆さんの中には反対する方がおられるんですね、するなど。何でしたらあかんのと言ったら、そんなもん、金取ってしまったら、もう大手を振って好き放題される、いやいや、そうじゃないんですよと、大手を振って好きなことされとるのを、この料金を取って、そして秩序ある管理をすることによってなくすんですよと説明を申し上げるんですけども、そんな意見もあるところでございます。

次に、2点目の法定外目的税の進捗状況についてでございます。

法定外目的税につきましては、平成23年3月の一般質問で、伊根湾めぐり遊覧船や海上タクシーに乗られる方に課税してはどうかという、そういう質問をいただきました。その際には、課税をされる観光客、また税を集めていただく業者の理解が得られるかどうか、それが大きな問題であると、業者の皆さんの意向も踏まえ、協議の場を持てるよう努めたい、そのように答弁をさせていただいております。

現在、伊根町を含む京都府北部7市町と京都府が連携して「海の京都」事業に取り組み、さまざまな事業を展開しており、また平成27年6月に京都縦貫自動車道が全線開通したことなどにより、伊根町の観光入り込み客数も着実に増加しております。伊根湾めぐり遊覧船の利用客も18万人を超えると同っております。

この方々に仮に100円の課税を行うことができれば1,800万円の税収となり、自主財源の乏しい本町にとりましては非常に大きなものとなるため、昨年度から内部で本格的な検討を始めたところでございます。

課税の内容については控えさせていただきますが、課税客体、徴収方法をどうするのか、徴収義

務者、納税義務者、税率、非課税事項、そして税収の使途、申告期限やその方法、罰則規定などいろいろな検討を行い、そしてそれを例規に記すまで多種多様な事務作業を行いました。そして、それら一定の整理を庁内で行った後、顧問弁護士にも意見を伺い、想定される特別徴収義務者への説明も行いました。全ての事業者から同意を得ることができたわけではありませんが、最大の事業者からはおおむねの同意がいただけたところで、平成27年6月に総務省市町村税課と事前協議の前段階という位置づけで協議をさせていただきました。

総務省からは、さまざまな指摘をいただいております。大きくは3点でございます。遊覧船に乗船する観光客のみを対象とした制度設計は、受益と負担の公平性が担保されていない。住民への利益還元ととられる使途は不可である。特別徴収義務者を完全に把握することができるのか、他の海域から入港するものはないのか。これ、最後のはひどいですね。伊根湾でやられる業者の人にかけるというんだけど、おまえら知らなんだという、よそから、舞鶴のほうからでも小型ボートで入ってきてどうやって取るんだと、不公平だ、おまえのところは、こういう指摘を受けたわけであります。

そうでありますから、本件につきましては、そう簡単なものではないとは思ってございましたけれども、もう一考も二考も検討が必要という協議結果でありました。

しかし、問題となる点が整理できたことは大きな成果であると考えており、今後も技術上の問題をクリアするため、難題ではあるが引き続き検討を重ねてまいりたく考えております。今の時点で白旗を掲げるのは大変不本意ではありますが、あかないときには議員おっしゃった方法もいろいろ考えたく思っております。

最後に、3点目の「京都府北部地域連携都市圏」形成の取組についてでございます。

議員ご質問のとおり、北部7市町で京都府北部地域連携都市圏形成推進宣言を平成27年4月22日に行っております。

この際に、私は、それぞれ抱負を述べるんですけれども、申し上げたことは、5市2町が30万の都市になったつもりで、多少部分的に人口だろうが産業だろうが落ち込みがあっても、30万の一つの都市として積み上げができるなら、それはよしとするぐらいの、それぞれ度量を持って取り組まなければ無意味になるのじゃないだろうかということを申し上げました。そのとおりであろうかなと思います。

実際にどんな取り組みを行っているかと申しますと、平成28年度の連携ビジョンの策定に向け、観光、産業、交通、教育人材育成、移住・定住の各部会を設け、各分野別の方針等の調整作業を行っているところでございます。

一步進んでおります観光、移住・定住の分野では、地方創生加速化交付金を7市町と京都府が連携事業として申請し、平成28年度に具体的事業の取り組みを開始します。言ってみれば、DBOでございますね。観光に関しては、5市2町観光協会を統合したそういう大きな組織をつくって観光振興を図る、DBOであります。これはもう進んでおります。

また、連携ビジョンの作成に向けては、推進組織、事務局組織の設置が必要となり、現在はその調整も行っております。現状では、舞鶴市が事務局を持たれております。調整結果によりましては、負担金の予算措置や地方自治法の規定に基づく機関の共同設置など、議会の同意をいただかなければならない事案も想定されます。

一番小さな町が言うのもおこがましいでございますが、どこも人口10万人未満の市町であり、速報値が出されました平成27年の国勢調査では、どこも前回の国勢調査に比べ人口が減少しており、その対策は各市町に共通した課題でございます。

伊根町がこの連携都市圏形成の中で取り組むこと、それは伊根町の持てるものにさらに磨きをかけてポテンシャルを向上していくことと考えております。観光を例に出せば、舟屋を最大限に生かしたまちづくりを推進することです。これまでやってきたことと、そう大きな違いはないものと考えております。

それは、本町に限らず、他の市町でも同じことで、ただその中で7市町が連携して取り組むことにより、その効果を倍増させていくことでございます。

現在の国の制度では、20万人以上の都市を中心とする連携中枢都市圏というものがあり、中心

都市に交付税措置、それを囲む連携市町には特別交付税措置を行うものとなっておりますが、本圏域のように20万人以上の中核都市を持たない水平連携の都市圏に対する支援制度はまだございません。そうでありますので、我々この5市2町でしっかりと外堀を埋めていって、これだけのことをしているんですよ、これだけ効果が見えるんですよ、そういうことを如実に示して、そういうことによって、こういう連携都市圏も認めてほしいと陳情をしておるところでございます。

先日は、議員おっしゃいましたように、土屋総務副大臣をはじめ総務省、国土交通省、内閣府の幹部職員の方々が本圏域の取り組みを視察に訪れられました。副大臣からは、京都府北部地域には海、山、歴史、産業があり、部分最適を全体最適に結びつけることができれば素晴らしいことである、その言葉をいただいたわけであります。新しい連携都市圏の取り組みとして一定の評価をいただいたものと認識をしております。

ちなみに、土屋総務副大臣は、こういった都市圏もいいではないかとおっしゃっておられます。しかしながら、高市大臣のほうは、なかなか渋い顔だそうでございます。

今後は、5市2町それぞれの個性や強みに一層磨きをかけて、それをつないでいく、点を線、線を面、その面を3次元にも、また4次元にも展開していき、もってこの地域の交流人口ならぬ対流人口、対流人口ということ、今、国土交通省ではよく言うようになっていきます。対流人口を倍増させ、定住促進、振興、発展を目指します。この連携都市圏形成の取り組みを7市町一緒になって進めていきたいと考えております。

最後に、3月5日に開催されました北陸新幹線京都府北部ルートの誘致促進同盟の設立総会、総決起総会には、泉議長さんをはじめ議員の方々にもご参加いただき、まことにありがとうございます。この取り組みも連携都市圏形成の取り組みの一つとして行っており、先日、与党検討委員会では、候補ルート3案のうちの一つとして絞り込みがなされました。

今後、5月を目途にルート案の内容が詰められ、国土交通省による工事費などの調査が行われるようでございます。今後におきましても、議会の皆さんとともに北部ルートの誘致に向け尽力したいと考えております。

以上でございます。

○議長（泉 敏夫君） 3番、濱野茂樹君。

○3番（濱野茂樹君） ご答弁ありがとうございます。

釣り客の問題については、ずっとこうやってやりとりもしてきて、考えていることはお互い一緒なのだというふうには思っているわけなんですけれども、やっぱり一歩でも二歩でも進めていくということが大事になりますので、できることからでも着実に進めていただきたいというふうに思うわけであります。

また、法定外目的税についても、いろいろと事務方のほうでご苦労もされて、ご検討もされた、まだ白旗を上げるわけにはいかないという強い答弁いただきましたので、大いに期待して、何らかの方法で自主財源確保を図っていただけるものだというふう感じておるところであります。

我々議会としても、自主財源確保について、そういった条例が提案されるのであれば、いろいろと検証した後、大手を上げて賛同したいというふうに思うわけであります。

また、最後に質問しました京都府北部地域連携都市圏、こちらについては、町長さんの答弁の中には医療の分野については入っていなかったように思うわけですが、医療について、ずっと我がまちではお医者さんが、今、北部医療センターのおかげで、来年度、平成28年度については月曜日から金曜日まで、必ず伊根町内どちらかの診療所で診察が受けられるという良好な関係が築かれているわけではあります、この圏域の中には、舞鶴には舞鶴医療センターとかさまざまな医療機関があるわけであります。

当町のような、今現在、伊根診療所、本庄診療所で診察が受けられる体制となって、常勤医不在を感じさせない診療体制、また良好な経営状況となっておりますが、今後を考えた場合には、医療についても、ぜひともその中で議論に上げていただいて、なかなか難しいということは承知しております、連携を図っていただきたいということについて、医療については町長のお考えはいかがなものかお伺いしたいと思います。

○議長（泉 敏夫君） 吉本町長。

○町長（吉本秀樹君） 当町の医療に関しましては、方針は常勤医師を迎えるというのが方針でございます。これは変わっておりません。それまでの間は、何とか北部医療センターのご支援を願って診療を続けるということでもあります。

そして、北部7市町では、大きくは与謝の海もあれば舞鶴もあります、福知山もあります、そして京丹後の丹中もでございます。それぞれがそれぞれに全てを網羅しようとするの大変難しい。がんだろうが何だろうが、呼吸器から、すべからく特化しようとするの大変難しい。そうであるので、それぞれが得意分野を持つ、何かの特化していく、それによって、またそれで連携をすることによって、この北部地域の医療を確立していくと、そういう方向性を持ってやっております。

なおかつ、そういうところと、今度、我々のような診療所、小さいものとはまた連携をし、ちゃんとなつないでいってもらえるように、そのように議論させていただいております。よろしくお願ひします。

○議長（泉 敏夫君） 以上をもちまして、濱野茂樹君の一般質問を終わります。

これをもちまして、本定例会における一般質問の全部を終わります。

◎ 日程第3 議案第3号

○議長（泉 敏夫君） 続きまして、日程第3、議案第3号 平成28年度伊根町一般会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。初めに、反対討論は、ありませんか。

続きまして、賛成討論をお願いします。6番、大谷功君。

○6番（大谷 功君） それでは、私は、平成28年度一般会計予算案に賛成の立場で討論に参加をいたします。

本予算は、平成27年度対比5億600万円の減額、マイナス16.2%で、昨年度に引き続く大きな減額の予算ではありますが、半世紀に一度の大きな事業完了後で、身の丈に合った伊根町の予算に戻ったものであるというふうに思っております。

本予算の事業を見てみますと、社会福祉事業で、地域福祉計画の策定と同時に介護職員の人材確保のための予算を計上しています。今後の介護に対する需要に応えるために求められている事業であります。

不法投棄対策事業では、美化活動としてパトロールを実施されています。必要な事業であります。しかし、知っている方にしか活動が見えていないのではなかろうかと気がかかります。トラックに美化パトロールをしていることを知らせるシールなどを張り、町民へのアピールも必要ではないかと思っております。その予算も今回計上されているということであり、期待をしたいと思っております。

3年目の住宅改修助成事業は、町内の中小業者の仕事確保につながり、地域を本当に元気にするという点で、町内のほかの業種にも波及効果があり、大きく期待しているところでございます。

農業分野では、新規就農支援事業や移住促進住宅整備事業補助金、農林業生産基盤整備事業補助金などで、若い農家が自立をして伊根町農業の中心となってもらえることを期待し、さらに今後、空き農地がふえてくると予想される中で、若い方々が張り合いを持って農業ができるような基盤の整備と支援の充実、京力農場プランの策定支援など、今後も引き続き期待をしております。

また、農政の大改革の始まりで、伊根町の農業がどうあるべきかのあり方から再検討しなくてはならない状況でございます。町独自の支援も含め、農村集落の維持発展のために検討が必要かと思ひます。

有害鳥獣対策では、鳥獣の捕獲と追い払い、侵入防止柵設置の3点を効果的に実施されることが有害鳥獣対策の中心となることがまとめられてきました。さらにこの点を深く追及することが求められ、研究機関と連携しながら、獣害のない安心して農業が営める環境づくりを進めていただきたいと思います。

猿による民家への侵入も、以前に比べ格段に多くなってきています。次は人への危害に及ぶことも、早い時期に起こることが想定されます。1年に1回の猿の被害報告のアンケートではなく、随時被害届を受理できる体制をとり、被害の正確な把握で、個体数調整の必要性を数字でもって力強

く訴えるようにすることが必要ではないかと思っています。

猿も、保護管理という考え方から、近年、個体数調整に考え方がシフトし、さらに個体数調整も群れの全滅も含め考え方が変わってきているということでありまして、猿の大型捕獲おりでの大量駆除には大きく期待をしているところであります。

新規漁業就業者支援給付金は、新規漁業従事者の所得確保対策として2年間150万円の支援が実施をされます。農業には支援があるのに漁業にはないとの声が聞こえていたところ、町単費で実施するという思い切った施策であります。漁業の後継者対策、活性化に大きく期待するところがございます。

町道改良事業では、町民要望の高い生活関連道の改良が図られ、期待をするところがございます。

まちづくり推進事業は、まちづくりを推進しようとする団体にとって大変有意義な制度かと思えます。町内団体に十分な周知をいただいて、効果的な補助金となることを期待しています。中でも、生き生きまちづくり応援補助金では、3期目となり、10分の9補助とはなりましたが、自治会としては比較的自由に使える補助金として、自治会にとって便利なもので頼もしい事業であります。

法定外公共物管理事業では、里道等の修繕に要望の高かった事業であり、補助がついたことは画期的であります。

教育の無償化事業は、2年目で、義務教育の無償化に大きな一歩を小さな自治体が踏み切ったこと、画期的で心強い支援であります。また、子供は地域の宝という視点で、全国に伊根町の姿勢を発信したことは意義があることであります。視察も大変多くなっているということであり、大きく評価をいたすところがございます。

都市部の一部大企業では景気が上向いているということではありますが、末端の地方や中小業、1次産業の分野では、相変わらず不安定な状況で格差が広がっています。そして、長い長い閉塞感が続いております。伊根町では、さらに厳しいものがございます。

そんな中ではありますが、伊根町が町民との対話を重視し、町民の理解を求めながら、小さな自治体のよさを生かし、小さくても元気で誇りのあるまちづくりを目指し、伊根町に生活する町民を大いに激励するならば、町民に未来への展望を与えることができるのではないのでしょうか。町民の暮らしと命を守る立場で一層のご努力をいただくことを期待いたしまして賛成の討論といたします。以上です。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。4番、松山義宗君。

○4番（松山義宗君） それでは、会派を代表しまして、議案第3号 平成28年度伊根町一般会計予算に賛成の立場で討論に参加します。

平成28年度一般会計歳入歳出予算総額は26億1,400万円、前年比16.2%の減額です。

吉本町長は、日ごろ、身の丈に合った、ないものねだりはしない、知恵と工夫、あるものを十分に活用してを合い言葉に、職員に号令し、邁進しておられます。

さて、歳入について、使用料及び手数料が36.2%の増、財産収入が68.8%の増と、自主財源に乏しい当町にとっては知恵と工夫そのものです。評価しております。

歳出では、生き生きまちづくり応援補助金が、若干の制度の見直しをして継続することにより、身の丈に合った制度見直しであり、各集落、団体等にとっては大変評価すべきところと見ます。

また、新規漁業就業者支援給付金は、伊根町が一般財源で漁業に対する手厚い支援をするものであり、この制度により、漁業就業者がふえ、定住促進が図られることを期待するものであります。

一方、懸念事項も山積みと考えられます。

緊急に対処すべきは人員の増員です。年度途中で病欠の職員が出たことにより、一定の職員に超過勤務が頻発している、そういった現実があります。こればかりは、職員が丸一となっても、ないものねだりでは済みません。予算執行に伴う行政サービスに対処できないということも考えられます。たとえ、問題が発覚し、対処するためダブルチェックなどの体制を構築したとしても、人員が不足しているのでは全く機能いたしません。

今回、平成28年度当初予算に積算の誤りがあったことも、それを否定できないことであります。違算の事実が事前に内部で承知されているのであれば、全員協議会の中で違算の説明をし、採択の重要性を尊重すべき、そういった説明があつてしかるべきです。予算質疑がなければ安易に採択さ

れると想像した事態は、まことに遺憾であり、悪質な隠蔽行為と、誤解の対象にもなりかねません。議会を軽視するばかりか、町長部局と議員との信頼関係に深い溝をつくることとなり、憤りを感じるところです。

人員の不足の余り、一個人に限界を超えた指示は、緊張感を超え、脱力感、絶望感を生み出すもので、何ら発展性はないと私は考えております。

吉本町政におかれましては、人員不足も苦渋の決断で、職員の士気を高められ、行政運営に当たられたこと、ご苦勞もお察ししますし、経年の功績も大いに評価しております。苦言ではありますが、各課内の補充要請を早急に取りまとめられ、対策されること、それと働きやすい職場環境の提供と安心・安全のための町民サービスに努力されることを切望しまして、拓政会の賛成討論といたします。

○議長（泉 敏夫君） ほかに討論はございませんか。

討論がないようでありますので、これで討論を終わります。

これから議案第3号 平成28年度伊根町一般会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案とおり可決されました。

◎ 日程第4 議案第4号

○議長（泉 敏夫君） 日程第4、議案第4号 平成28年度伊根町国民健康保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 平成28年度伊根町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第5 議案第5号

○議長（泉 敏夫君） 日程第5、議案第5号 平成28年度伊根町簡易水道特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成28年度伊根町簡易水道特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第6 議案第6号

○議長（泉 敏夫君） 日程第6、議案第6号 平成28年度伊根町下水道事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成28年度伊根町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第7 議案第7号

○議長（泉 敏夫君） 日程第7、議案第7号 平成28年度伊根町財産区特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 平成28年度伊根町財産区特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第8 議案第8号

○議長（泉 敏夫君） 日程第8、議案第8号 平成28年度伊根町介護保険特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 平成28年度伊根町介護保険特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第9 議案第9号

○議長（泉 敏夫君） 日程第9、議案第9号 平成28年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成28年度伊根町訪問看護事業特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第10 議案第10号

○議長（泉 敏夫君） 日程第10、議案第10号 平成28年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、これから討論を行います。

討論はございませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第10号 平成28年度伊根町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。起立全員です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第11 議員派遣の件

○議長（泉 敏夫君） 日程第11、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。本件について、会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件につきましては、記載のとおり派遣することに決定しました。

また、議員派遣結果報告については配付のとおりでございます。

◎ 日程第12 閉会中の継続審査（調査）申出書

○議長（泉 敏夫君） 日程第12、閉会中の継続審査（調査）申出書についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、総務委員長、産業建設委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査（調査）申出書が提出されました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（泉 敏夫君） 異議なしと認めます。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査

(調査) とすることに決定しました。

◎ 閉 会

○議長(泉 敏夫君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

上程されました平成28年度歳入歳出予算をはじめとした全ての案件につきまして、慎重審議の上、可決していただき、無事閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部の皆様には、議会運営に格別なご協力を賜り、心からお礼を申し上げます。

いよいよ来月から平成28年度がスタートします。管理者をはじめ幹部職員におかれましては、ご自愛をいただき、町政の運営に取り組んでいただきますようお願いをいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

皆さん、大変お疲れさまでした。

閉会 12時36分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

伊根町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員